

社会保障審議会資金運用部会（第21回）

日時：令和6年7月26日（金）9：30～12：30

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール12E（12階）

西平資金運用課長

皆様、おはようございます。年金局資金運用課長の西平でございます。

定刻になりましたので、ただいまより第21回「社会保障審議会資金運用部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、議事に入ります前に前回、昨年7月31日の資金運用部会の開催以降、事務局に人事異動がございましたので御報告いたします。

年金局長の間でございます。

間年金局長

間でございます。神作部会長をはじめ、委員の先生方の御指導をいただきながらしっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西平資金運用課長

続きまして、大臣官房審議官年金担当の武藤でございます。

武藤大臣官房審議官

武藤でございます。よろしくお願いいたします。

西平資金運用課長

それでは、審議に入ります前に、審議会のペーパーレス化についての説明と資料の確認をさせていただきます。

厚生労働省におきましては審議会のペーパーレス化を推進しており、本日の部会につきましてもペーパーレスで実施をいたします。

傍聴される方々には、あらかじめ厚生労働省ホームページでお知らせしておりますとおり、御自身のタブレット等の携帯端末を使用いただきまして、厚生労働省のホームページから資料をダウンロードして御覧いただくこととしてございます。

委員の皆様方におかれましては、机の上に本日の資料を格納いたしましたタブレットを用意してございます。操作方法等、御不明な点がございましたら事務局職員へお問い合わせください。

続きまして、前回の資金運用部会の開催以降、委員の御異動がございましたので御報告をさせていただきます。

本日の部会までに、臼杵委員が御退任されました。今回、新たに就任された委員の方を御紹介いたします。

大阪経済大学経営学部教授の大森孝造先生でございます。

大森委員

大阪経済大学の大森と申します。

以前、私はしばらく信託銀行にて資産運用に携わっておりまして、その後、7、8年くらい大阪経済大学のほうで資産運用の研究をしております。私の経験が少しでもGPIF様の運用の役に立てれば本望でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西平資金運用課長

続きまして、委員の出欠状況について御報告申し上げます。

本日は、山口委員が御欠席との御連絡をいただいております。

また、井上委員と原委員からは、所用のため会議中一時退席される旨の御連絡をいただいております。

御出席いただいている委員の方々が定足数の3分の1を超えておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は、五十嵐委員、井上委員、岡野委員、金井委員、佐保委員、原委員、福田委員、GPIFの尾崎監査委員にはオンラインにて御参加をいただいております。

オンラインで御参加いただいております委員におかれましては、会議中、御発言される際は「手を挙げる」ボタンをクリックして、部会長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除した上で御発言していただくようお願いいたします。

御発言終了後は、再度マイクをミュートにしてくださいませよう、併せてお願いいたします。

それでは、以降の議事運営につきましては神作部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

神作部会長

神作でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

恐縮でございますけれども、カメラの方はここで御退席をお願いいたします。

それでは、ただいまから早速議事に入らせていただきます。

本日は、GPIFの令和5年度業務実績評価、GPIFの第4期中期目標期間業務実績見込評価、

GPIFの業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容、以上の３点を議題といたします。

初めに、事務局より、審議の進め方について御説明をお願いいたします。

西平資金運用課長

本日の審議の進め方を御説明いたします。

本日の議事は議事次第に記載のとおり、１つ目がGPIFの令和５年度の業務実績評価、２つ目がGPIFの第４期中期目標期間の見込評価、３つ目がGPIFの業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての３点でございます。

まず、GPIFの令和５年度の業務実績評価について御審議いただき、次に第４期中期目標期間業務実績見込評価について御審議をいただきます。

これらそれぞれの評価につきましては、資料１－１及び資料２－１のとおり、７月１９日付で厚生労働大臣より社会保障審議会宛てに評価の案が諮問されているところでございます。評価に関する御審議におきましては、昨年度と同様、重点化の対象とした項目と評価の高い項目を中心に御審議いただきたいと考えております。

この場合の「審議の中心となる項目」につきましては参考資料２に記載がございますけれども、「年金積立金管理運用独立行政法人評価項目一覧」の中の１－１から１－７の７項目及びそれを束ねますような形で「１ 年金積立金の管理及び運用業務」、これらが該当するところでございます。

評価に関する具体的な議事の流れでございますけれども、まず「GPIFの令和５年度業務実績評価」に関しまして、GPIFから先ほど申し上げました７項目を中心に業務実績及びその自己評価に関して説明を行います。また、GPIFの監査委員、理事長、経営委員長からそれぞれ発言をいただきます。続きまして、事務局のほうから評価の案について御説明をさせていただきます。

それらの説明を行った上で、各委員の皆様方から御質問や御意見をいただきたいと考えてございます。

その次の議題といたしまして「GPIFの第４期中期目標期間業務実績見込評価」について御審議いただきます。これにつきましても同様に、GPIFから業務実績及び自己評価について説明を行い、また、GPIFの理事長から御発言をいただきます。続きまして、事務局から評価の案について説明をいたします。

これらの説明を行った上で、各委員から御質問や御意見を頂戴したいと思っております。

最後に、第４期中期目標期間業務実績見込評価に関する御審議の後、「GPIFの業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」につきまして事務局から案を説明した上で、委員の皆様から御意見や御質問を頂戴したいと思っております。

本日の審議の進め方は以上でございます。

神作部会長

御説明どうもありがとうございました。

特に御意見がなければ、先ほどいただきました説明のような形で進めさせていただければと思います。

それでは、始めに令和5年度業務実績及び自己評価について、GPIFから御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

石川審議役

GPIF審議役の石川でございます。よろしくお願いいたします。

資料1－2、「令和5年度業務実績報告及び自己評価書説明資料」をお開きください。

この2ページでありますけれども、令和5年度業務実績評価の一覧でございます。先ほど御説明がありました7項目について、管理運用業務につきましては2ページの左側のほうでございます。これらにつきましては、この一覧でございますとおりA評価、2項目についてはS評価という自己評価をしております。一方、法人の業務運営につきましては、右側ですけれども、いずれもB評価と自己評価をしております。

A評価以上のものを中心に以下、順次御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。評価項目I－1「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」についてでありまして、自己評価はAであります。

その評定の根拠につきまして、次の4ページにお進みください。

この項目については、表の左側でございますように、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行うこととすとか、市場の価格形成などを歪めないように留意するといったことが項目でございますけれども、右側でございますとおり、例えば1つ目の点、精緻な流動性管理を安定的に行いまして、厚生労働省と密に寄託金償還の見通し等の情報交換を行いまして、流動性管理に活用することで、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化するなどの取組を行いました。

また、2点目でありますけれども、幅広い分析、迅速な投資判断、機動的な執行を行う運用サイクルが定着し、市場急変時にも的確に対応する。こういった取組を進めました。

また、上から4つ目ですけれども、リスク量を管理しながらアクティブ運用にも注力できるようになった。

こうしたことも含めまして、一番下でありますけれども、この項目につきましては管理運用を行う全ての項目の基礎となるものでありますが、資産規模が拡大する中であっても、流動性の確保、リスクの管理・抑制、収益の獲得に向けた取組をバランスよく実行できる体制を確立・定着させたということで、この項目については目標を上回るA評価と自己評価をしております。

続きまして、5ページにお進みください。評価項目I－2「基本的な運用手法及び運用目標」についてでございます。

自己評価Aでございますが、その評定の根拠につきまして6ページにお進みください。

下段の表でございます。積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保するという点につきましては、昨年度、資産全体の収益率はプラス22.67%、収益額はプラス約45兆円という実績でございました。資産全体の超過収益率は、年度でプラス0.04%と、複合ベンチマーク収益率を確保しております。また、年金積立金全体の実質的な運用利回りはプラス4.24%ということで、長期的な運用目標を上回る状況となっております。

一方、収益確保と併せまして、リスクの低減と両立させているということで、推定トラッキングエラー等の数値を記載しておりますけれども、リスクの低減と収益の確保を両立させている。巨額な資金の運用をする中で、こうした両立を図っているといったことでございます。

また、精緻な流動性管理を安定的に行っているといったことも含めまして、この評価項目については目標を上回る自己評価Aとしているものでございます。

続きまして、8ページにお進みください。評価項目Ⅰ－3「運用の多様化・高度化」でございます。

自己評価Aでございますが、9ページにお進みください。

下段の「評定の根拠」でございます。まず、アクティブ運用につきましては、継続的な入れ替えなどを行ったほか、●の3つ目でございますとおり、金融工学に基づく定量分析に基づいて新たに先進国株式及び日本株のアクティブファンドの選定を進めたという取組を行いました。

また、次の行の下線のところでありますけれども、インデックスに関する情報収集・分析を継続的に行いまして、マネジャー・ベンチマークの見直しの実施によりましてトラッキングエラーを低減させる。

また、インハウスにおける国債ファンドを活用しまして、委託運用を含めた国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクの管理といった取組も行いました。

一方、オルタナティブ投資につきましては、LPSへの投資におきまして表に記載のような新規の契約締結ですとか、オルタナティブ資産固有の考慮要素への対応ということで、伝統資産の運用パフォーマンスとより正確に比較することが可能な計測法を開発するといった取組を行いました。

このように運用手法などについて多様化・高度化を図ったということに鑑みまして、この評価項目については自己評価Aとしているものでございます。

続きまして、13ページにお進みください。評価項目Ⅰ－4「運用受託機関等の選定、評価及び管理」でございます。この項目については、自己評価Sとしております。

14ページにお進みいただきまして、「評定の根拠」でございます。

運用受託機関構成の高度化の取組といたしまして、表の右側でありますけれども、令和4年度に開始した北米株式に加えまして、先進国株式及び日本株のアクティブファンドの選定に際しまして、定量的分析を行うコンサルタントを活用しながら、超過収益獲得能力

が高いと認められるファンドをそれぞれ14ファンド、23ファンドの選定を行いました。

また、これに併せまして、リスク調整をするためのパッシブ運用のファンド選定も行ったところでございます。

これらのアクティブファンドポートフォリオによりまして、資産規模としては約10兆円程度になっております。また、投資開始以来、約1,300億円の超過収益を獲得するに至っております。

一方、マネジャー・エントリー制度につきまして、より多くの運用機関から採用し得るように応募資格を変更するといった取組を行ったほか、ファンドの解約などを進めたり、オルタナティブ投資のファンド選定を着実に進めたりしました。こうした形で、運用受託機関構成の高度化を図ってきました。

また、運用受託機関等への資金配分・回収の迅速化・機動化に関しましては、そのような取組を進めつつ、ファンドの状況についての日々のモニタリングも効率的・効果的に実施したということでございます。

こうした運用受託機関等の選定等の取組につきましては、自己評価としてはSとしていただいております。

続きまして、17ページにお進みください。I-5「リスク管理」でございます。この項目は、自己評価Sでございます。

19ページにお進みいただきまして、「評定の根拠」でございます。

リスク管理の高度化の取組といたしまして、表の右側にありますが、パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化しまして、適時適切なリバランスに活用しております。

また、※印のところではありますが、自ら構築したツールを活用して、日次で把握・分析を行う。また、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的・多角的な分析を行っているということでございます。

あとは、※印の3つ目でございますが、オルタナティブ資産の寄与が高まる中で、リスク管理をより精緻にするために、資産全体に加え、オルタナティブ投資のうちインフラストラクチャーと不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産+プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー+不動産」ポートフォリオでのリスク管理を実施するといった取組も始めております。

その他、各資産においてもリスク管理をさらに強化するといった取組も行いまして、新たな取組も含めて、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したことにつなげているということで、この項目については目標を上回る顕著な成果があったと評価しまして自己評価Sとしております。

続きまして、22ページにお進みください。評価項目I-6「スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資」についてでございます。

自己評価はAでありまして、「評定の根拠」は23ページでございます。

まず、スチュワードシップ活動につきましては、運用受託機関とのエンゲージメントで

すとか、企業向けアンケートといった取組を行いました。

また、国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況についての透明性を高める取組も進めました。

ESG投資につきましては、国内株式のESG総合指数について、ベンチマークを見直してトラッキングエラーを低減する取組などを行いました。

ESG投資に関する先進的な分析につきましては、「ESG活動報告」におきまして、その分析をさらに充実するといった取組をしております。

また、スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定を外部の機関と共同して実施する。現在も継続しておりますけれども、こうした効果測定の取組も行いまして、こうした取組状況に鑑みまして、この項目については自己評価Aとしております。

少し進みまして、29ページでございます。評価項目Ⅰ－7「情報発信・広報及び透明性の確保」でございます。自己評価はAでございます。

「評定の根拠」は、次の30ページです。

広報の工夫ということで、YouTube動画、公式X、公式ホームページ、講演活動など、法人の広報ツールを活用しまして法人の取組を分かりやすく伝える取組を昨年度も着実に実施いたしました。

また、GPIFに対する信頼度が年々改善する傾向であるといったことすとか、業務概況書について改善を図る取組も行いまして、情報発信・広報及び透明性の確保の項目については、自己評価Aとしているものでございます。

以上が、管理運用業務についての自己評価でございます。

34ページからは業務運営に関する評価項目でございます。34ページは評価項目Ⅱ－1「効率的な業務運営体制の確立」ということで、組織改編すとか情報システム等についての事項であります。これについては自己評価Bとしております。

また、36ページであります。評価項目Ⅲ－1「財務内容の改善」につきましては、自己評価Bでございます。これは経費節減目標を加味した予算の作成ということでございます。自己評価Bとしております。

項目としては最後になりますけれども、37ページであります。評価項目Ⅳ－1「その他業務運営に関する重要事項」ということで、自己評価Bでございます。

「評定の根拠」につきましては38ページに記載しておりますけれども、就労環境の整備、内部統制、監査の実施、情報セキュリティ対策、こういった取組を着実に実施したということで自己評価Bとしております。

最後に、内部統制に関しまして1点、追加で御説明いたします。39ページをお開きください。

「その他業務運営に関する重要事項」に関しまして、39ページの左上の【業務実績】というところで、内部統制につきまして「通報事案に係る調査結果を踏まえて所要の業務改善を図った。」と自己評価をしております。

この通報事案につきましては、39ページの下段に概要を記載しております。これは、自家運用における国債の取引が特定の証券会社2社に限定して行われているという内部通報があったものでございまして、外部の法律事務所に委嘱をして事実関係に関する調査を実施したところでございます。

事実関係でございますけれども、これは自家運用における国債入札等の取引が特定の証券会社2社に集中していたというものでございます。当時、大量の国債を購入することとしておりまして、市場への影響に配慮しながら、約定実績、証券会社のキャパシティ、大量の国債購入という投資行動に関する情報の秘匿性が担保されることを考慮して、2社を選択したというものでございます。こうした取引につきましては、法令違反、諸規程への抵触は認められないとしております。以上が事実関係でございます。

3のところに「今後の対応」とございますけれども、本件取引は、関係法令に沿って行われております。「最も良い」という表記をしますが最良執行の観点から、市場への影響や情報の秘匿性を考慮して行ったものでございます。ただ、取引の一部について業務マニュアル上の例外的な取扱いを継続していたことから、業務マニュアルの改訂等の検討ですとか、例外的な取扱いに至った理由等の記録、投資委員会への報告等が行われることが望ましかったということで、これらの点につきまして改善策を検討することとして、法人におきましてはプロジェクトチームを設置しまして、自家運用の業務プロセスの改善策を検討する取組を進めているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、資料の右上に【課題と対応】とございますけれども、太字のところにございますように、当法人において運用資産が拡大する中で、インハウス運用をはじめとした運用業務の執行が高度化・複雑化していることから、業務執行プロセスの公正性及び透明性を確保することによって、効率的かつ効果的な業務運営を更に推進していく必要がある。このような課題認識をしていることも含めて今回の自己評価を行っているところでございます。

GPIFの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

神作部会長

御説明どうもありがとうございました。

続きまして、GPIFの板場監査委員より、GPIFの監査報告を踏まえ、御発言を頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

板場監査委員

ありがとうございます。

GPIFの常勤監査委員をしております板場と申します。よろしくお願いいたします。

資料のほうは、マル13番、参考資料3になります。ページ数でいきますと、監査報告の87ページからとなっており、実際のところは89ページ以降を御覧いただきたいと思います。

まず冒頭、今回の監査報告についてでございます。我々監査委員会は3名で構成しておりますが、今回の監査の結果については本文とともに、この後また説明いただくかとは思いますが、一部の監査委員から、一部について異なる意見が出ております。その旨も、今回の監査報告におきましては記載してございます。

それでは、まず私のほうから監査の結果の本文につきましてポイントを絞りまして説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の下のページ番号でいきますと90ページ、第2の「監査の結果」でございます。

この「監査の結果」につきまして、まず1番ということで法人の業務全体について記載してございます。法人の業務全体につきましては、法令等に従って適正に実施されていると考えております。

ただ、一方で、さらなる運用の透明性及び公平性を確保するための改善が必要な部分もあると考えております。この部分につきましては、先ほど石川審議役が触れられた部分になります。

この1番につきましてもう少し補足をさせていただきますと、大きく2つに分かれておりまして、1つは執行部の業務に関してでございます。

ここで3点ほど申し上げさせていただきます。1点目としまして運用の多様化、高度化につきましては着実に進展していると考えております。

それとともに、長期的な視点に立った調査研究活動も着実に実行されていると認識しております。

3点目としまして、これはGPIFの組織及びGPIF自身のESGに関する事項でございますが、女性活躍の推進につきましてもさらなる取組は必要であるとは考えるものの、一歩ずつ前進していると認識しております。

以上、執行部の業務でございます。それと同時に、経営委員会の運営についてでございますが、90ページの一番下から始まる部分でございます。経営委員会の運営につきましては、法人の重要課題につきまして経営委員及び執行部の意見を幅広く聞きながら活発な議論を尽くしていると認識しております。

具体例としましては、昨年度においては外国株式のレンディングの再開事案等が挙げられます。

また、基本ポートフォリオの検証、報告も適切に行われていると考えております。この基本ポートフォリオ、次期の基本ポートフォリオを含めました次期中期計画の策定、今年度はここが非常に大きなポイントになりますが、策定に向けました準備も順調に進めていたというのが令和5事業年度の結果だと思っております。

続きまして、項目の2番の内部統制についてお進みください。

内部統制全般につきましては、一部不備の改善が必要であると考えますが、おおむね適切に機能していると考えております。先ほどもお話がありましたが、昨年度、当法人の自

家運用のファンドにおきまして、国債取引が特定の証券会社に集中しているという内部通報がございました。本件につきましては、法人のルールにのっとり、法人のコンプライアンス・オフィサーが外部の法律事務所の支援も受けながら調査を行いまして、その結果として違法行為等は認められなかったとの報告がございました。

当法人につきましては、御案内のとおり市場に極力影響を与えないよう巨額の資金を運用しなければいけない。そのために、取引執行上、最良執行の観点から様々な工夫が必要であるということは我々監査委員会も理解しております。

ただ、実際に行われた取引手法につきましては、それまで法人では行われなかった例外的な取引手法であったことから、法人内のガバナンスを確保する投資委員会等適切な会議体で審議、議決が行われるべきであったと考えております。

この件に関しましては、経営委員会からの改善要請もございまして、執行部は改善策の策定に着手しておりますが、その実施状況については引き続き監査委員会としても監視を行っていく考えでございます。

内部統制に関しまして、内部通報絡みの話は以上となります。この内部統制につきましては本件にかかわらず運用の多様化、高度化が進んでおりますので、内部統制、内部牽制機能の一層の強化が必要と考えておりまして、いわゆる第2線、第3線の機能向上を強く期待するところでございます。

次に、項番の3のところにお進みください。91ページの一番下からでございますが、役員の職務の遂行に関する違反はなかったと考えております。

ただ、先ほどの内部統制の改善には、職員を含めて徹底してもらいたいと執行部に対して要請しております。

その後、4番の会計監査に関する事項、5番の事業報告書に関する事項、6番の事務・事業の見直し等に関する事項につきましては、それぞれ適切に行われていると考えております。

私のほうからは以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございました。

続きまして、GPIFの尾崎監査委員より、GPIFの監査報告を踏まえ、御発言を頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

尾崎監査委員

監査委員の尾崎でございます。

本日は、説明の機会を与えていただきましてありがとうございました。

資料は、参考資料3の「令和5事業年度財務諸表等」のPDFでいきますと101分の94をお開きいただきたいと思います。

監査委員は独任制で、それぞれが監査意見を申し述べる権限を持っておりますので、私の少数意見も監査報告書に記載されております。

その結論を申し上げますと、国債の自家運用に関して業務方法書及び内部規程に違反する著しく不当な行為が継続して行われていること。これを防止し、速やかに是正することができていないことに照らして内部統制システムには重大な欠陥があること。この2つでございます。

したがいまして、法人の実績の自己評価に関しましてもこれに照らして修正される必要があると考えておりまして、自己評価の議決に当たりまして私は反対しております。

事実関係につきましては先ほど石川審議役から若干の説明がありましたが、もう少し詳しく申し上げますと、私の意見の3の第1段落を御覧いただきたいと思います。管理運用業務担当理事は国債の自家運用の取引に関しまして、令和5年7月から令和6年4月まで長期にわたり継続して業務方法書及び組織規程に違反して取引先を特定の2証券会社に限定いたしました。

この事実は昨年12月の内部通報によって発覚し、遅くとも令和6年、本年3月15日までは調査が完結しておりますけれども、それにもかかわらず、その後今日に至るまで有効な是正措置は取られておりません。

投資委員会において、取引先選定に係る適切な基準に関する審議及び議決が行われないうまま、一部証券会社の入替えは行われておりますけれども、依然として執行部、理事らが選定した特定の証券会社取引先を限定する執行が行われております。

これに関して執行部の見解は、法令違反はない、それから内部規程等の違反もないということですので、若干内部規程に関して詳しく御説明申し上げる必要があるかと存じます。

第2段落を御覧いただきたいと思いますが、そもそも当法人の行う契約は公共調達でありますので、本来は入札等によって競争性を確保することが必要となります。

しかしながら、資金の運用に関しましては迅速性等の要請がありますので、随意契約によることが許されております。

しかし、それに関しましては業務方法書に、管理運用法人は「取引先の選定について、適切な基準を定め、これに基づき選定を行うものとする。」という規定がございます。また、これを手続的に担保するために、組織規程2条の5には、投資委員会は「管理運用業務の執行に係る重要事項」で、その括弧書きに注目いただきたいのですが、「（契約の公正性の確保に関する事項を含む。）に関する意思決定を行うにあたっての事前の審議及び議決並びに経営委員会に提出する議案及び報告する内容の議決を行う。」と定められております。

注目いただきたいのは、「契約の公正性の確保」ということと、「審議及び議決」が必要だというふうに定められていることとあります。

これを受けまして調達等合理化計画、これはWT0等の要請もありますので、そういう公平

性の確保の観点から、政府が方針として定めているものでありますけれども、これに関して「運用受託機関等との契約案件については、当法人内に設置された投資委員会において審議及び議決を行い経営委員会に報告した上で、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督を受けることとする。」と規定されております。

これらの規定に基づきまして、投資委員会においては取引先として適格性を有する、あくまでも適格性を有するということですが、いわば指名競争入札における指名業者みたいなものですね、そういうものに関して、今回取引を独占した2社を含む証券会社十数社を、適格性を有すると認定しておりました。

こういう規程に照らしますと、今回の2社独占は理事らがその専決において行ったものでありまして、投資委員会には何らかけておりませんし、どういう基準で選定するかが投資委員会において審議、議決されているということは全くありません。

このような点から見ますと、理事らの行為は業務方法書が定める「適切な基準」によらないで、投資委員会の審議及び議決を経ることなく独自の評価に基づいて2社を選定し、うち1社については、その関係者との特別な人的関係に基づきまして、これは先ほどの説明では明らかになっておりませんが、2社のうち1社についてはその役員と個人的な関係があるということから、その会社の役員に接触して受注体制の整備、特に秘密保持体制の整備に関しまして、将来の投資行動を告げてその整備の必要性を説き、その会社の秘密保持に関する内部通達を発出させてこれを選定しているものであります。

したがって、適切な基準によらないで投資委員会の審議及び議決を経ることなく、また1社については特定の個人的な関係に基づいて2社を選定して取引を独占させたものでありまして、その行為は取引先選定の公正性及び透明性を確保することを目的とする各規程に違反しております。取引先の選定が公平かつ適正に行われていること、これに関する社会の信頼を著しく損なう行為だと言わざるを得ません。

これらの規程は、競争性を確保して最良執行、最も有利な条件に基づいて業務を執行する。そういうことを確保することを目的とすると同時に、当法人の業務の公共性に鑑みまして、競争者に公平な機会を与えるということを目的とするものであります。

私としましては、最良執行の観点からも、これが本当に最良執行であったというデータはきちんと示されておりませんので、その点からしても疑問を持っておりますが、競争者に公平な機会を与えるという観点から見れば、明らかに著しく不当な行為であります。

執行部は、これに関しまして法令等の違反はないと認定し、理事らに対する制裁処分、あるいは嚴重注意、訓告等の監督措置も全く行っておりません。

その解釈は、次のようなものであります。投資委員会が決定した十数社の選定によって投資委員会の審議、議決は尽くされている。その中から個別の取引先を選定するのは、管理運用業務担当理事らの自由な裁量に属する。個人的に役員と知り合いであることから選定したとしても、それは合理的な裁量の範囲内である。

さらに、これら2社の選定は投資委員会の審議、議決を経るべき組織規程が規定する重要事項には該当しない。また、個別の取引先の決定について競争性を確保するため、各社に引き合いを行って、そのうちから最良の条件のものを選ぶことを定めた業務マニュアル、これが存在するわけですが、これは原則としてそうすべきだという条件が付されているので、それに従わなくてもよい。

さらに、こういう例外的取扱いが原則になっていても全く問題がない。こういう解釈に基づいて全く処分、あるいは監督措置も行わなかったものであります。

板場監査委員ら多数意見はこの解釈を是認しておりますけれども、私には到底理解できない解釈と言わざるを得ません。株式等の運用受託機関の選定につきましては、これに比してはるかに厳格な手続によって選定が行われておりまして、この解釈は不合理極まりない強引な解釈だというほかないと思っております。

また、こういう解釈を前提としまして、執行部は2社の一部を入れ替えるだけで選定の基準及び手続について規定の明確化を含む抜本的な是正予防措置をいまだに講じておりません。これは、意見書の3の第4段落を御覧いただきたいと思いますが、こういう状況にあります。

私は今までも執行部、あるいはそれを支持する厚生労働省担当部局の法令解釈が極めて恣意的で合理的でないということに何度か気づきまして意見を申し上げておりますけれども、今回のこの事案の処理及びその後の是正措置に関する対応というのは看過し難いものだと思います。

今回の事件では癒着と腐敗行為の証拠はありませんけれども、このような恣意的な選定が許されるならば、それは組織の腐敗の道を開くものであります。しかも、執行部のその後の対応というのは、いわば速やかに防止措置あるいは是正措置を講じるどころか、そういう腐敗への道を舗装して固めているように思います。

以上の点から、私といたしましては4に記載しておりますけれども、速やかに是正措置をとるとともに規定を明確化して、違反がないというのならば、こういう行為が再びなされれば明らかに違反になるように規定を整備すること、それを職員に徹底すること、それが必要だと考えております。

以上です。ありがとうございました。

神作部会長

どうもありがとうございました。

続きまして、GPIFの宮園理事長より、GPIFの令和5年度業務実績等を踏まえ、GPIFの業務運営について御発言をいただければと存じます。

宮園理事長、どうかよろしく願いいたします。

宮園理事長

ありがとうございます。

委員の皆様には、平素より当法人の業務運営に対しまして格別の御高配を賜っておりま
すとともに、本日私どもの令和5年度及び第4期中期目標期間の実績評価につきまして御
審議を賜る機会をいただきまして感謝申し上げます。

令和5年度の運用実績につきましては、今ほど石川審議役から詳細を説明させていただきました
とおりでございまして、重複は避けまされども、運用資産規模の拡大に伴いま
して基本ポートフォリオを維持するためのリバランスは、量においても質においても難度
が一段と増すという中でリバランス能力を高めることによりまして市場の変化にしっかり
ついていき、基本ポートフォリオどおりのリターンを確保できたということが令和5年度
の収益の実績の確保につながったと考えております。

また、データサイエンスを活用いたしました運用委託先選定能力の向上によりまして、
内外の株式アクティブファンドの選定を本格化させまして、超過収益の着実な獲得への道
筋が開けた年でもあったというふうに考えております。

ここで、監査委員会から頂戴いたしました令和5年度の監査報告に関連いたしまして一
言申し述べさせていただきたいと存じます。監査報告にございますとおり、自家運用にお
ける国債取引に係る内部通報事案に関して、内部統制システムの改善と機能強化が必要と
いう御指摘を賜っておりまして、執行部といたしましてもこのことの重要性和早期対応の
必要を強く認識してございます。

繰り返しの説明になって恐縮ですけれども、自家運用の国債取引に係る取引先証券会社
につきましては厳正な選定基準を定めて選定いたしておりますが、本事案につきましては
それら選定した取引先の中から実際の国債取引における発注先の証券会社を決めるに際し
まして、運用リスク管理のため継続的に大量の国債を購入する必要性も踏まえまして、市
場への影響に配慮し、証券会社の過去の約定実績、大規模取引への対応能力に加えまして、
私どもの投資行動に関する情報の秘匿性が担保されるかと、こういった観点も踏まえて最
良執行と考える取引を行ったものでございます。

その際、取引の執行マニュアルに従うことを原則としながらも、その例外といたしまし
て、より上位の規程である業務方針にのっとりまして、取引執行担当者の経験と知見に基
づく裁量の下で合理的と考える判断を行ったものでございまして、法令違反や諸規程への
抵触は認められないということで外部弁護士の御判断をいただいているところでございま
す。

一方で、監査報告におきましては、取引先の選定プロセス等について公正性、透明性の
確保の観点から改善すべき点があるという御指摘をいただいております、執行部といたしま
してもこれは重く受け止めるべき御指摘というふうに認識しておりまして、早期かつ適切に
取り組む所存でございます。

まず、自家運用の国債取引における発注先の証券会社の選択を含む執行方針につきまし
て、投資委員会への事前・事後の報告を充実させる取組は既に実施中でございます。

また、2つ目に執行部内でプロジェクトチームを組成いたしまして、自家運用の業務プロセス等の点検と改善について鋭意検討を進めておりまして、例外状態の継続、報告、決定プロセスの観点等から改善措置を検討いたしておるところでございます。

さらに、投資行動や取組の基礎となるルール、すなわち規程、業務マニュアル等を改めて点検をいたしまして、これらの整合性をより高めるための整備を行うなど、業務執行の改善を迅速かつ確実に実行に移してまいり所存でございまして、このことは経営委員会にも適切に報告をいたしながら進めてまいりたいと考えております。

本事案を契機に、今後とも国民の皆様から一層信頼される組織体制の確立を目指して、さらなる透明性、公正性の確保の観点から業務プロセスの改善を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございました。

続きまして、GPIFの山口経営委員長より、経営委員会の立場からGPIFの業務運営について御発言をいただければと存じます。

山口経営委員長、どうかよろしく願いいたします。

山口経営委員長

経営委員長の山口でございます。

本日は御発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

皆さん御承知のとおり、経営委員会は年金積立金の管理・運用、それからGPIFの組織運営に関する重要方針を決定する。併せて、監査委員会と連携して執行部の業務の実施状況を監督するという重たい役割を担っております。そうしたことを頭に置いて、監査報告について多少コメント申し上げたいと思います。

先ほど監査委員のお二人から御意見があったわけでありましたが、まずは監査報告にあるとおり、自家運用における国債取引に係る内部通報事案に関しては、経営委員会としても重大な事案であると認識しております。したがって、執行部に対して、制裁措置ないし監督上の措置ではないけれども、担当理事に対する厳重な口頭注意をしっかりとやるようにということを指示しました。それに併せて、迅速かつ確実に改善措置を講ずるよう指示したところであります。

本事案については、外部の法律事務所に委嘱して事実関係の調査が行われたようですが、その結果として法令等の違反はなかったということではありますけれども、やはり様々な論点を残したことは事実であります。最終的には法令違反はなかったということは事実であります。そうした論点が残っているということは執行部においてもしっかりと頭に置いていただく必要があると思っております。

特に、取引相手として選定された特定の証券会社2社との間で、大量の取引が継続的に長期にわたって行われた。このことについては、率直に申し上げて国民の信頼を損ないかねない面があるように思っております。

したがって、業務プロセスに関しては公正性と透明性をしっかり確保していくという観点から、相当入念に改善すべき点を見つけ出し、その改善を行っていく必要があるだろうと思っております。

それから、業務マニュアルとの関係でも、例外的な取扱いについては、これが例外ではなく原則的な取扱いになってしまうことのないよう、見直しを行う必要があると考えております。

そうした点も含めて、執行部ではプロジェクトチームを設置し、自家運用の業務プロセスの改善策を検討していくというふうに承知しております。経営委員会としても、執行部における業務プロセスの公正性と透明性を高めるための改善の取組、それと併せて再発防止に向けた取組が迅速かつ確実に行われるよう、しっかりと監督していく所存でありますので、ぜひそのように御理解いただきたいと思います。

以上であります。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、GPIFからの御説明や御発言を踏まえて、令和5年度業務実績評価書の主務大臣評価案につきまして、今度は事務局より御説明をお願いいたします。

西平資金運用課長

それでは大臣評価の案について説明をさせていただきたいと思います。

資料は1－3、端末の中ではマル6のファイル名が付されている資料を御覧いただけますでしょうか。

先ほども説明いたしましたけれども、7項目、I－1からI－7を中心に各項目の評定とそのIの業務全般につきましての評価について説明させていただきます。

資料をおめくりいただきまして2ページ目でございます。

こちらが総括表でございまして、先ほど説明がありましたGPIFの自己評価と今回大臣評価の案としてお示しさせていただいているものの一覧でございます。大体、法人の自己評価と重なっているところでございますが、「I－4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」の項目につきましては法人の自己評価がSであるところを、大臣評価案といたしましてはA評価とさせていただいているということでございます。

その結果、総合評定案としては一番下の欄でございますけれども、A評価ということでいかがかということでございます。

おめくりいただきまして、各項目について法人の説明と重複がございますのでポイント

を絞って説明させていただきます。

3 ページ目、I－1 の項目、「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」で、評価案はAということでございます。

こちらの項目につきましては、制度上の枠組みを前提として適切な管理、運用を行うことという項目でございます。このような項目に関しまして、3 ページの下の方にポツを幾つか書かせていただいておりますけれども、法人におきましては幅広い分析に基づいた迅速な対処方針の決定でございますとか、迅速なリバランス、市場影響に配慮した投資行動といったことをやっていただいております。

おめくりいただきまして、4 ページ目でございます。

パフォーマンスの状況も日次で把握をしていただきまして、毎週投資行動のPDCAサイクルを回すような体制も定着してございます。

また、年金特別会計の流動性の確保の観点から、こちらは厚生労働省と密接に連携をして、流動性の確保と必要最小限の短期資産を両立し、なるべく多くの投資ということを実現していただいております。

このような様々な目標をバランスよく実行できる体制が定着しているというような評価をさせていただいてございまして、所期の目標を上回る成果を達成しているということでA評価とさせていただいております。

続きまして、おめくりいただきまして5 ページ目、I－2 の項目の「基本的な運用手法及び運用目標」というところで、評価案はAとさせていただいております。

こちらは、中期目標におきましては長期的に実質的な運用利回り1.7%の確保でございますとか、ベンチマーク収益率の確保といったようなことをお示しさせていただいているところでございます。

5 ページの中ほどで、これに対しまして法人における対応といたしますのが、日々の状況を日次で把握をして適時リバランスを実施していただいているということでございますとか、後ほど御説明いたしますけれども、運用リスク管理を非常に精緻にやっていただいているということでございます。

おめくりいただきまして、6 ページでございます。

パフォーマンスでございますけれども、昨年度資産全体で収益率はプラスの22.67%、額にいたしましてプラスの45.4兆円、複合ベンチマークに対する超過収益率に関しましてはプラスの0.04%ということで確保していただいているということでございます。

このようなパフォーマンスを非常に大きな効率的なリバランスが非常に困難な資産規模の中でやっていただいているということでございますし、金融政策の転換など、変化が際立つ市場にあっても適時にリバランスをやっていただいたというようなことでございます。

また、年金財政からの要請であります実質的な運用利回りにつきましても、プラスの1.7%に対しましてプラスの4.24%ということで確保していただいているということでございます。

このようなことから、所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価とさせていただきます。

おめくりいただきまして7ページ目、I－3で「運用の多様化・高度化」の項目でございます。

評価案はAとさせていただきます。

この「運用の多様化・高度化」ですが、まずアクティブ運用に関しましては多くのアクティブファンドを新たに選定いただきまして、さらにその選定に当たりましてはそのバランスを補正するためにパッシブファンドを幾つか設定いただいております。

また、パッシブ運用につきましては7ページの下のほうでございますけれども、「インデックス・ポスティング」ということで、そのインデックスにつきまして継続的に情報収集を行って高度化につなげていただいておりますし、採用済みのインデックスにつきましても改善を図る取組をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして、8ページ目でございます。

資産全体の運用の多様化・高度化に関しましては、インハウス運用におきまして外債先物、あるいは為替フォワード取引、こういったものの開始に向けた準備を実施いただいておりますし、委託運用を含めました国内債券ポートフォリオ全体の金利リスクを管理するために、機動的な運用が可能なインハウスにおきまして国債ファンドを活用するというような取組も進めていただいております。

また、オルタナティブ投資に関しましては新たにLPSを幾つか採用していただくということと着実に運用資産額は増加しているということでございます。

また、オルタナティブ投資に関しましては内部管理の方法をオルタナティブ資産ということで一括にするのではなく、インフラと不動産、それからPEとを分けた上で伝統資産とPEを統合した上で管理をするというような、より資産の実態に着目した管理もしていただくというような取組もいただいているところでございます。

9ページ目、オルタナティブ資産に関しましては、そのほか超過収益の測定方法を新たに開発していただいたり、データベース構築の検討を開始していただくといったこともしていただいております。

そのようなことで、「運用の多様化・高度化」につきましては所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価とさせていただきます。

おめくりいただきまして10ページ目、「運用受託機関等の選定、評価及び管理」の項目でございます。

こちらは先ほど申し上げましたとおり、法人の自己評価はSであるところ、大臣評価案としてはA評価とさせていただきます。

運用受託機関の選定、評価に関しましては、先ほどもありましたけれども、10ページの中ほどで、新たに多くのアクティブファンドを設定いただき、そのバランスを補正するためのパッシブファンドの設定も併せて実施をしていただくなど、緻密な選定管理をしてい

ただいたというふうに評価をしてございます。

また、オルタナティブ投資につきましてもLPSを新たに採用するというようなことをやっていたいております。

おめくりいただきまして11ページ目、マネジャー・エントリー制度です。

こちらは、採用する運用機関を常に受け付けて、必要に応じて審査をして採用するというようなものでございますけれども、そちらのエントリー要件につきまして定量的な基準の撤廃をいたしました。これによりまして、より多くの運用受託機関を採用することができるとことでございますが、その事実に加えまして、そのようなことが可能になったというこれまでのGPIFの運用受託機関の選定能力の高度化についても高く評価をしたいと考えてございます。

このような取組は非常に高いものではございますけれども、先ほど監査報告でも御報告がありましたが、11ページの中ほど、自家運用の取引先の選定、評価、管理につきまして透明性・公正性をより確保するため、規程類の整備等に着手をしていただいたということもございまして、所期の目標を上回る成果が得られているというような評価とさせていただいた上でA評価とさせていただいているものでございます。

おめくりいただきまして12ページ目、I-5「リスク管理」のところでございます。

こちらにつきましては、評価案をSとさせていただいております。

まず資産全体のリスク管理に関しましては、日々、日次でのリスク管理において様々なファクターごとにより多角的な分析を実施していただいているということでございますし、より資産の性格に着目した内部管理の方法というものをやっていたいただいているところでございます。

おめくりいただきまして13ページ目、各資産のリスク管理に関して申し上げますと、先ほど申し上げましたとおりアクティブファンドを新たに設定するだけでなく、それを補正するためのパッシブファンドも新たに設定をしていただいておりますし、国内債券ポートフォリオ全体の金利リスク管理をインハウスの国債ファンドを活用することによって機動的に実施していただけるような体制も構築いただいております。

また、経営委員会に適宜に報告をしていただきまして適切なモニタリングを経営委員会の下でやっていたいただいているということでございます。

おめくりいただきまして、14ページ目でございます。

このような様々な取組によりましてリスク管理、運用リスクに関します数値につきましては低位で非常に安定した数値を、年間を通じて達成していただいているということでございまして、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られているということでS評価とさせていただいております。

おめくりいただきまして15ページ目、スチュワードシップ及びESGの項目でございます。評価案はAとさせていただいております。

こちらは、年金積立金の運用の目的の下でこれらスチュワードシップ、ESG投資につつま

して取組を求めるという項目でございます。

まず、スチュワードシップ責任に関しましては運用受託機関とのエンゲージメントなどをやっていただいております。実際、スチュワードシップ活動の最終の働きかけ先であります各企業様、トピックス構成企業向けのアンケートというものをGPIFにおいてやっていただいております。そのほか、どのようなエンゲージメントがされているかというようなことも状況を公表してございますし、また、海外の公的年金基金等と「グローバル・アセットオーナーフォーラム」というものを久しぶりに開催していただきまして、様々な論点について意見交換を実施していただいたところでございます。

おめくりいただきまして16ページ目、このような活動につきまして先ほど申し上げましたアンケートによれば、4分の3以上のTOPIX構成企業からの前向きな評価というものをいただいているということでございます。

ESGを考慮した投資に関しましては、ESG指数に基づく運用を行っているところでございますが、その指数の改善について指数会社と協議の上、実行に移していただいているということでございまして、計9指数に基づく約18兆円の運用規模で運用を行っているところでございます。

また、毎年公表しておりますESG活動報告については6度目のものを昨年度に公表させていただいて、質の高いレポートを世の中に公表していただいているということでございますし、広報につきましてもYouTube動画などで分かりやすく広報していただいているということでございます。

また、これらスチュワードシップ、ESG投資といいますのは、どうしても理念的なところが含まれるところでございますが、GPIFはこれらの活動に取り組んで比較的長くなっておりましてデータも蓄積されておりますことから、効果測定プロジェクトというものに新たに着手していただきましてPDCAサイクルが回るような取組をしていただいているということでございます。

このようなことから、所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価とさせていただきます。

おめくりいただきまして18ページ目、「情報発信・広報及び透明性の確保」というところでございます。GPIFは公式YouTube、X(旧Twitter)、それから公式ホームページ、業務概況書やスチュワードシップ活動報告、ESG活動報告など、様々なツールを活用して分かりやすく活動を広報、情報発信していただいているところでございます。

これらを有機的に活用して、それぞれYouTubeの登録者数でございますとか、旧Twitterのフォロワー数なども着実に改善をしているところでございまして、動画につきましても内製化をして機動的な情報発信ができるような体制も構築いただいているところでございます。

その結果といたしまして、19ページ目の中ほどでございますけれども、広報効果測定の調査結果におきましてもGPIFの活動を信頼できるという割合は着実に増加をしているとこ

ろでございます。

そのようなことから、所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価とさせていただきます。

おめくりいただきまして20ページ目でございます。

以上、I－1からI－7を束ねました「年金積立金の管理及び運用業務」全般というところでございます。

7項目に関しまして、1項目がS、残りがA評価ということでございます。かつ、S評価になっておりますのは重要度が高いというような項目でございまして、私どもといたしましてもGPIFの昨年度の業務実績については高く評価をしているところでございます。

そのようなことから、全体の管理運用業務全般に関する評価といたしましては所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価とさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして最後のページですが、そのほかの法人の業務運営に関するその他の項目に関しては所期の目標を達成できているということでB評価とさせていただいているところでございます。

駆け足の説明になってしまって恐縮ですが、大臣評価案の説明につきましては以上でございます。

神作部会長

御説明どうもありがとうございました。

それでは、GPIF及び事務局からただいま御説明をいただきました令和5年度業務実績評価につきまして、委員の皆様から御質問や御意見をお願いしたいと思います。

会場で御参加くださっている委員の方は恐縮ですけれども、お手元のネームプレートを立てていただきまして御発言の意思を示していただき、質疑が終了しましたら元に戻していただければと思います。

ウェブ、オンラインで御参加の委員の方は、「手を挙げる」の機能を使って発言の御希望をお知らせいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。御意見、御質問を頂戴できればと存じます。

それでは、玉木先生お願いします。

玉木委員

御説明ありがとうございました。

運用業務の結果としまして、資産全体で超過収益が取れている、あるいは累積でも取れているといったこと、こういった結果を市場が変動し、また運用規模がどんどん大きくなるリバランスの難度が高まる中で達成されたことにつきましては高く評価してよろしいものではないかと思うところでございます。

その一方で、先ほど御指摘もありましたような通報事案につきましては、国民の信頼をさらに高めていくという観点から着実な取組をぜひお願いしたいところでございます。

この件につきまして、私としても物事の理解を進める上で1つお聞きしたいことがございます。

というのは、最初に石川審議役が御説明いただいた資料だと思いますけれども、資料1-2の39ページにこの事案の説明がございまして、そこで債券取引のキャパシティという言葉が出てまいります。それで、2つの証券会社に限ったということが最良執行とどうつながっているのかということを私としても理解したいわけでございますけれども、その際、キャパシティという言葉がどういう意味を持つのか。

私のイメージとしましては、GPIFが債券を買うということは、取引先証券会社がそれをどこから仕入れなければならないということかと思しますので、その仕入れを効率よく、またGPIFのニーズにうまくミートできるように行える実力をを持った証券会社でなければ多分できないのだと思うんですけれども、その辺、実際どういうことが起きるのでキャパシティという言葉が出てくるのか。この辺について、実務に携わる方からお言葉をいただければと思います。

もう1点だけ、通報事案があった際に、これは組織内部で最初にどういうアクションが取られたのか。内部で連絡がいくんだと思うのですけれども、その後、どういった内部的な手順が行われて、3月に何らかの結論が出たと思うのですが、その辺のプロセスをもうちょっと敷衍していただければと思います。

よろしく申し上げます。

神作部会長

2点御質問があったかと思えます。御回答をお願いいたします。

石川審議役

お答えいたします。

まずキャパシティにつきましては、実際に、先ほど資料で御説明した中にもありますが、国債の購入を大量に行うといったことがございまして、それを実際に発注する先の証券会社において、証券会社でポジションを構築するということが必要かと理解していますけれども、そういったことに照らし合わせまして、法人側の発注を受けられるかどうかを考慮したということだと理解しております。

2点目の通報事案の内部的な手順についてでございますけれども、当法人におきましては、内部通報及び外部通報に関する規程がございまして、まず通報を受け付けたら、法人内に監査委員も含めて速やかに報告することになっております。その上で、事実関係の調査をコンプライアンス・オフィサー等が行うことになっておりまして、今回の件につきましては、コンプライアンス・オフィサーが外部の法律事務所の支援を受けながら事実関係の

調査をし、その調査結果を取りまとめております。また、調査結果は、調査報告ということで内部的に関係者へ連絡をするといった手順になっておりまして、そうした手順を今回の事案についても取っているところでございます。

玉木委員

ありがとうございます。

今おっしゃったのはキャパシティの部分なのですが、例えば大きな証券会社と、その10分の1の市場プレゼンスの証券会社があった場合に、10分の1のほうに割と大きな注文を出したとしますと、大きな証券会社よりも返ってくるプライスがよろしくないということがあるというふうに理解してよろしゅうございましょうか。

石川審議役

はい。そのように理解しております。

玉木委員

ありがとうございます。

神作部会長

よろしいでしょうか。

それでは、徳島委員、御発言ください。

徳島委員

御説明ありがとうございました。

今回の令和5年度の事業年度の法人の業務実績評価書については、主務大臣評価について基本的に違和感はありません。

2点ほどコメント申し上げますと、まず法人の資料でいくと1－4、14ページの運用受託機関の選定の辺りの表現がかなり伝統的資産中心に書かれていて、オルタナティブに関しては別枠のリスク管理の項目での扱いになってしまっているという気がいたします。

現実には、オルタナティブ資産の割合がだんだん上がってきている中で、例えば日々のファンドの管理とかという表現が出てくるのですけれども、これは伝統的資産では当然可能なのですが、オルタナティブ資産で日々の管理はできていないんですよね。

その辺りをいろいろ工夫されていることはリスク管理のところに載っていらっしゃるのですけれども、日々の管理などの表現は誤解を招きかねないと思いますので、今後少し丁寧な表現した上で取り組んでいただきたい。

また1点、事前説明のときにも申し上げましたけれども、オルタナティブを含めたリスク管理はほかの厚生年金積立金を運用している共済組合も、どうやってアプローチしたら

いいのかとすごく困っていると聞いています。ぜひGPIFのほうから、こういったアプローチがあるという先例をちゃんと示していただいて、より厚生年金全体でのリスク管理の高度化につなげていただけたらと思います。

それから追加でもう1点、尾崎監査委員から言われていた国債の取引のところですが、確かに御指摘のとおり、あらかじめ2社に定めることに関しては、やや御懸念を招きかねないという気がいたします。しかし、かつて機関投資家で国債の大量の金額を売買しておりました経験から申し上げますと、結果的に2社とか3社になるのは十分に考えられることでございます。

先ほど玉木委員の御質問に対して審議役から御説明いただいたとおり、証券会社にとって巨額の国債のポジションは売りにしても、買いにしても、リスクを取るといったことができるか、できないかという判断になります。これは証券会社の規模だけではなく、証券会社のスタンスによっても差が出てきます。

確かに、取引に適した証券会社さんとして十数社リストをつくってあり、ちゃんと手続をされていらっしゃるのですが、実際その中で何社に発注できるかというのは、法人の取引ロットを考えた場合にはそんなに数は多くならないのです。

例えば、10年とか20年の国債のカレント銘柄だけに絞ったら、できるかもしれませんが、それ以外の様々な銘柄を含めて考えた場合には、現実的には実勢に近い価格で取引が出来るのは、本当は数社というのが市場の感覚でありますし、特にこの数年、日本銀行が市場から利付国債を買いあさった結果、市場の利付国債の残存額の半分以上は日銀が持っているわけですから、そうなった中で十分な国債取引に対応できる会社というのはかなり少なくなっていたとしてもおかしくありません。そういった意味では、結果としての2社というのは、許容範囲だと思うのですが、あらかじめ2社を決めてしまったといったところには、少し問題があるというふうに外から見られるのは仕方がないと思います。

一方で、監査委員の御指摘の中で少し誤解があったらいけないと思っているのは、運用委託先の選定とは随分経済的な意味合いは異なるということです。国債の取引を証券会社相手に注文した場合、法人は証券会社に対して取引手数料は支払っておりません。取引相手の証券会社がポジションをリスクとして抱えているものです。

昔は株式などだったら取引所取引がメインでしたから、取引手数料という考え方があったのですが、債券の世界は昔から市場実勢で取引をすることですので、決してそこで取引証券会社に手数料という形で利益を与えているということは基本ありません。むしろポジションのリスクを取ってもらっていると考えると、必ずしも特定の会社に絞ったという結果が即不適切であるとは思いません。運用の受託先には委託資産の純資産額にある程度比例した報酬が落ちますから、それと国債取引とは構造が違うということを御理解いただけたらと思います。

以上です。

神作部会長

どうもありがとうございました。

どうぞ、御発言ください。

泉理事

ただいまの御質問について、若干補足の説明をさせていただきたいと存じます。

特定の2社に集中していたというふうに記載があるわけですが、これはあらかじめ2社に決めていて2社になったというわけではなく、その都度、どの証券会社が最良執行してもらえるかということを検討した結果、一番有意義な取引をしてもらえるのがその2社だったという判断にそのたびごとに立ち至ったというものでございまして、あらかじめ選定してありました十数社の取引証券会社の中からその都度、どこが一番取引できるかということでございます。

なお、付言いたしますと、大量の国債を購入はいたしましたけれども、その大半は競争の引合いであったり、あるいは入札に参加したというものでございまして、一部がセカンダリー市場、すなわち特定の証券会社をお願いして購入したというものでございまして、その場合におきましても条件が不利にならないよう注意して取引をし、事後的にも不利な取引でなかったということは担当者として確認していたものと存じます。

神作部会長

徳島委員、どうぞ。

徳島委員

御説明ありがとうございました。安心いたしました。

実際にキャパシティの議論も出ましたが、もう一つ重大な観点としては情報の管理といった観点もございまして。国債の取引をしたところが、マーケットのうわさで、どこそこの投資家が動いたみたいな話が出かねません。

実際に債券取引の世界は、結構横のつながりもいろいろあるものですから、その中でもちゃんと口の堅い信頼できる証券会社、信頼度の高いところに発注するということになると、おのずと数社に絞られるのはやむを得ないと考えます。

以上です。

神作部会長

どうもありがとうございました。

ほかに、今の論点に関連して御発言ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、オンラインで御発言の希望を寄せていただいております金井委員、原委員、

佐保委員、井上委員、福田委員、岡野委員の順番でお願いします。

尾崎監査委員は今の点についての御発言でしょうか。

尾崎監査委員

今の点について発言したいと思います。

神作部会長

それでは、尾崎監査委員から先に御発言ください。

尾崎監査委員

ありがとうございます。

今の泉理事の御発言というのは極めて事実をゆがめていると思うので、この点だけ反論しておきたいと思います。

泉理事はその都度決めて、結果として集中したのだというふうにおっしゃっておりますが、これは明らかに2社に最初から限定しているわけです。特に、うち1社はその役員と個人的な知り合いであることから、秘密保持体制について体制整備の要請をし、特別にその会社にだけそういう機会を与えて有利性を与えたわけで、そして、その後、取引を独占させているわけです。したがって、泉理事の御発言は事実に反するものだと思います。

この点についてはまた御反論があるのかもしれませんが、それはある意味で水かけ論になるわけですが、私が今まで調査結果を聞いた範囲内では今、申し上げたようなことでございます。

また、特定の社に集中することはやむを得ないのではないかというお話がありましたが、それは結果としてそうなることがあるのかもしれませんが、そういう秘密保持体制等の審査を各社に公平な機会を与えて透明な形で行うのが重要だというふうなことを指摘したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

神作部会長

ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の金井委員からまずご意見をお願いいたします。

金井委員

金井でございます。

2023年度のこのように激しく動揺する経済金融環境の中で、ポートフォリオの管理を適切に行って実績を挙げたということは高く評価されるべきことだと思います。

一方で、やはり私も尾崎監査委員の意見を非常に重く捉えておりまして、法人としても

調査をしていただいたのですが、その結果が法令等に関する違反はなかったという一行で終わっておりますので、3点ほどこの点についてははっきりとお聞きしたいことがございます。

まずは、先ほど尾崎監査委員もおっしゃっていたのですけれども、「特別な人的関係に基づき」という監査報告書に対して法人はどのようにお考えでしょうか。

それと、例外的なことではあるけれども違反ではないということに関して、令和5年7月から令和6年4月という期間にわたって継続してこれが許されたということの理由を教えてください。

最後に法人の自己評価ですが、I－4で運用受託機関等の選定に関する評価がSになっているのですけれども、この点について自己評価を考える上でどのようにプロセスをたどったのか。

この3点についてお聞きしたいと思います。

そして、もう一つ、すみません。これに関連しまして、GPIFのポートフォリオで、ESG評価で女性活躍指数だとかジェンダーダイバーシティ指数を重視して投資しているという自己評価での記述がございますが、多様な人材を組織に入れるということは、透明性を高めているいろいろなことをよくしていく上で非常に大事なことだと私は思っております。

ただ、自己評価には、自己に対して、このGPIF自身がこのような多様性についてどう考えているかというのはあまり記述がなかった。監査報告書には、一歩ずつ前進ということも書かれていましたけれども、この点についてもお聞きしたいと思います。

以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございます。

ただいま御質問が合わせて4点あったかと思います。お答えいただけますでしょうか。

石川審議役、お願いいたします。

石川審議役

まず1点目、監査報告において人的関係についての言及がされていることについての法人としての認識ということでありますけれども、これにつきましては、今回の国債取引に当たりまして、証券会社の発注先を選択するに当たって当法人の投資行動に対する情報の秘匿性を担保するといった考え方で、そのような判断要素で取引先の証券会社の選択を行ったわけですが、その際に面識がある人物にそうした情報管理の徹底を依頼したということであります。これは、外部の法律事務所も含めた調査結果の中で、そういうことを事実として確認しているものでございます。

また、国債取引を継続した理由についてでありますけれども、これは、そのときの市場環境に照らしまして、また、資産間あるいは資産内のリバランス、基本ポートフォリオに

基づく運用を行う中で、その都度、取引や投資行動の判断をする際に、こうした証券会社の選定をして取引を執行し、それが結果的に一定期間継続して行われたという状況になったものと考えております。

3点目の法人の自己評価、I－4についてS評価としている理由についてのお尋ねがございました。これにつきましては、先ほど御説明の中で触れましたけれども、例えばデータサイエンスに基づく株式アクティブファンドの選定によって超過収益の獲得をするという取組ですとか、マネジャー・エントリー制度の応募資格の変更、ファンド構成の全体最適化を図りながら適切にファンドの管理・評価を実施しているといったことに着目しまして、法人としては自己評価Sとしております。

今日の説明の中では割愛してしまって恐縮ですが、自己評価書の中では、自家運用の取引先の選定・評価についても評価要素として含まれておりまして、令和5年度の評価におきましても、自家運用の取引先について総合評価を実施していることはI－4の自己評価の中に含めております。

ただ、先ほど大臣評価の説明の中では、このI－4につきましてはA評価という説明がありました。法人としても、先ほど御説明したような取引先の選定業務についての透明性なり公正性の確保のための取組を今後進めることとしておりまして、こうした点は次年度の自己評価のほうでも今後反映させていきたいと考えているところでございます。

最後に、4点目の女性活躍につきましてですが、法人においても女性活躍の取組は進めております。女性職員向けの研修も含めて女性活躍の取組は進めておりまして、その点も含めて自己評価しているところでありますが、引き続きそうした取組は進めてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

神作部会長

宮園理事長、御発言ございますか。よろしゅうございますか。

宮園理事長

4点目について補足して申し上げますと、もともと私どもは中途採用中心の多様性のある組織でございますけれども、それぞれの職員が個性を発揮して特性を伸ばせるような職場づくりというものを中心に考えております。

それから、男女の賃金格差とか女性の管理職比率につきましてはまだ課題があるということをお自覚いたしておりまして、これにつきましては掛け声だけではなくてアクションプランをつくりまして、それに基づいて実績を挙げていくように努めていくことといたしております。

以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の原委員、御発言をお願いいたします。

原委員

ありがとうございます。

私からも、令和5年度の主務大臣評価については、特に全体的に違和感というのはございません。やはり国民の信頼というものが非常に大事だと思います。その点で言うと、年金積立金の管理、運用は、将来にわたって公的年金事業の運営の安定に資するという極めて重要な役割を担っていますので、そういったことを前提に取り組んでいただきたいと思います。

あとは2点、項目が違うのですが、1つは運用の多様化、高度化について、これは引き続きのお願いなのですが、アクティブ運用については多く取り入れているというお話がありましたが、超過収益を獲得できるという十分な根拠を前提として引き続き取り組んでいただければと思っています。

さらには、運用目標を踏まえつつ、ここがなかなか一般の方には伝わりにくいところではあるのですが、長期的な収益確保という観点から運用の多様化や高度化に取り組んでいただければと思います。

また、新たな運用手法ですとか運用対象の検討については、引き続きリスク管理等に留意しながら、あるときは慎重に取り組んでいただければと思っています。

もう1点の項目ですが、情報発信及び透明性の確保についてなのですが、やはりここは重要度が非常に高い項目かと思っています。いろいろなことで報道などが先に出る場合もありますので、そこは慎重にさせていただくということと、ただ、GPIFさんの場合は非常に様々な取組をこの情報発信の部分ではしていただいていると思います。年金広報検討会においてもその取組についてはご報告いただいておりますが、それぞれ工夫されていて充実したものになっていると思います。

ただ、重ね重ねですが、賦課方式である公的年金制度における積立金の役割といったところ、本当に基本的なことなのですが、まだここがきちんと伝わっていない部分があると思いますので、これは重ねて発信するなど、専門家の方だけでなく、一般の方々、あるいはメディアに対する情報の発信、広報活動の一層の充実に継続的に取り組んでいただきたいと思います。

もう1点だけこれはお伺いしたいことですがよろしいでしょうか。情報の発信、広報の点で、ファイナンシャルプランナーや大学生、学生の方々に講演を実施したと、講演活動のことが書かれていたのですが、これは体系的に行っているものなのか、あるいはピンポイントで依頼があったから受けているものなのか。その辺のところをお聞きしたいのと、ここについてはどういうふうに今後取り組んでいかれるのかということをお知らせいただ

ければと思います。よろしくお願いいたします。

神作部会長

ありがとうございました。

それでは、1点御質問がございました。石川審議役、どうぞご回答ください。

石川審議役

ありがとうございます。

今日の御説明の資料の中でも、学生などの皆さん方への講演活動などを行っていると書いてあります。これについて承知している限りでは、現状では先方からの要請を受けて対応するというケースが中心なのだろうと思いますけれども、1回行った先からまたさらに広がって行くというようなこともあり得ると思っています。

そのような若い方々も含めて、法人の取組についてより幅広く御理解いただけるような取組は今後も継続して行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

原委員

ありがとうございました。

神作部会長

どうもありがとうございました。

続きまして佐保委員、御発言ください。

佐保委員

ありがとうございます。

まず、大臣評価案につきまして異論はございません。その上で、2点の意見と1点の質問を申し上げます。

まずは、総論としての意見です。7月3日に年金財政検証結果が公表されました。労働参加の進展、積立金の運用収益などにより、全体的には将来の給付水準は上昇しておりますが、2019年の財政検証と同様に基礎年金の給付水準は将来にわたり低下するとの見通しであり、連合としては課題認識を持っております。運用資産が240兆円を超え、GPIFが果たすべき役割は非常に大きく、引き続き最低限のリスクと長期的な収益の獲得を前提に、安全かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

続いて、監査報告における内部通報事案についてです。GPIFとしての調査の結果、法令違反や諸規程への抵触は認められないと最終的に判断されたことは理解いたしますが、参考資料3の94ページ、監査報告の尾崎監査委員の指摘内容にある、公正性及び透明性を備

えた適正な取引先の選定の確保は極めて重要だと考えます。プロジェクトチームを設置しているとのことですが、秋を目途に出される結論を踏まえ、組織として公正性や透明性を高めるための取組に期待したいと思っております。

最後に、評価項目「Ⅰ－２ 基本的な運用手法及び運用目標」について、質問いたします。記載のとおり、現在の中期目標では「毎年度、資産全体及び資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努める」とされていることに対し、令和５年度の達成状況では全体では達成されておりますが、外国株式については未達成となっております。

記載されている「分散投資を行った場合には、必ずしも資産ごとでは確保されない」とことは理解した上で、未達成の実績があるにもかかわらずＡ評価となっている理由が分かりづらく、そもそも現在の中期目標の在り方にも課題があるのではないかとの印象を持ちます。

令和５年度評価をＡ評価とすることに異論はありませんが、GPIFとして現在の中期目標をどのように考えているのか、課題認識はあるのか、次期中期計画策定に向けて運用目標の在り方をどのように検討しているのか、お話しいただけるものがあれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

神作部会長

どうもありがとうございました。

これにつきましては、どなたからお答えいただけますでしょうか。

西平課長、ご回答をお願いいたします。

西平資金運用課長

佐保先生の御質問が多分、自己評価というよりも、大臣評価案がＡというのがいかななものかというような御趣旨かと受け止めまして、厚生労働省のほうから御回答さしあげたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

Ａ評価とさせていただいておりますのは、１つが駄目だったからＡ評価にはならないというわけではないということを前提とした上で、それぞれの資産ごとによって到達できる、到達できないというのはあるかと思っておりますが、全体として超過収益を獲得できるというのがまず最優先にやっていただきたい目標かと考えてございますので、先ほど申し上げましたとおり４資産で基本ポートフォリオが構成されておきまして、そのうちの幾つかが不達成であったとしても、全体として達成できているのであればそこを重視させていただいたという評価として先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

また、今年度が最終年度ということでございまして、今後新しい中期目標におきまして新しい運用目標についても検討させていただき、また、この資金運用部会にも御相談させていただくということになってございますので、現時点でなかなか確たることを申し上げ

られませんけれども、先生からも先ほどお話がございました、先日公表されました財政検証も踏まえて、また向こう100年を見通した運用目標というのを定めて5年間の中期目標を考えていきたいと考えてございますので、引き続き御指導等よろしくお願いいたします。
簡単ではございますが、以上でございます。

神作部会長

よろしいでしょうか。

佐保委員

分かりました。また、運用目標の在り方についてはしっかり御検討いただければと思います。
以上です。

神作部会長

ありがとうございました。
それでは、続きましてオンラインで御参加の井上委員、御発言をお願いいたします。

井上委員

ありがとうございます。
今回の主務大臣の御評価案につきましては賛同させていただきたいと思います。
極めて巨額な資産のリスクマネジメントを行いながら超過収益を上げられているということで、この点につきましては非常に高く評価をさせていただきたいと思います。
先般、7月の初旬に財政検証が行われましたけれども、労働参加あるいは経済成長に加えてやはり運用収益、この面もあって将来の所得代替率は一定水準を確保できるということが明らかになったとともに、やはり夫婦共働き世帯であればかなり安心するような水準の年金を確保できるのではないかということが示されて、このことが若者の将来不安の払拭に一定の役割を果たしていると思いますので、この点においてもやはりGPIFの働きというのは非常に重要なものだと思います。
現下の経済の中で一番の問題は消費に回らない、消費が弱いということだと我々は思っています、そこはやはり漠たる将来不安というところが一番大きな原因だと思っています。
したがって、そういうこともありますので、今後ともしっかりと中長期的な視点で運用をお願いしたいと思います一方で、先ほど監査報告にありましたような点はやはり国民の信頼性という点が一番大きい問題だと私は思います。せっかくしっかりとした収益を上げてもらいながらも国民からの信頼が得られないと、やはり将来不安というのが増加してしまうということにも影響しますので、そこはしっかりとした対応をお願いしたいと思います

います。

今後、ますます経済社会情勢が大きく変化する局面に入ってきていると思います。金利のある世界になりますし、為替相場も非常に激しく動くということですし、世界情勢も各国の政治的な情勢も非常に不透明でありますし、そのあおりを受けてESGの方向性自体も国によってはどういうふうになるのか、非常に不安な状況になってきておりますけれども、とりわけ地球温暖化、サステナビリティに関しましては、日本としてはしっかりと地球温暖化に対する貢献を果たしていくという意味でも、GPIFが引き続き今までやられてこられていたことを延長して、ESGに対しましてもしっかりと取り組んでいく姿勢を示すということが日本にとっても非常に重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

神作部会長

御意見どうもありがとうございました。

続きまして、福田先生お願いいたします。

福田委員

ありがとうございます。

私も、大臣の評価案に関しては特に異論はございません。結構だと思います。

その上で、既にいろいろな委員がおっしゃられましたように、厳しい市場環境の下で一定の運用成果が挙げられているということも評価させていただきたいと思います。

また、いろいろな議論はあるかとは思いますが、内部統制に関してもいろいろな議論ができてきているというのはむしろ望ましいことで、多様な意見の下で内部統制をどうすべきかという議論をしているということはむしろ必要なことなのではないかとは思いますが。

GPIFのような公的な機関というのは、やはりコンプライアンス以上のものを求められるという認識は必要なのだと思います。コンプライアンスさえできていれば問題ないということではなくて、やはり世の中の人に疑念が抱かれないような内部統制の改善を引き続きお願いしていきたいと思ひますし、今回のような議論をむしろ積極的にやられたということは評価したいと思ひます。

また、今回の事案が発覚したのは内部通報ということだったと思ひますが、そういう仕組みをきちんと整えているということは大事なのだらうと思ひます。例えば消費者庁の評価によると、企業不正が発覚する最大の理由はやはり内部通報だということが知られていまして、そういう意味ではそういう内部通報をきちんと受け入れて業務改善につなげていくという仕組みづくりを今後もやっていただければと思ひます。

今回の内部通報の件でよかった点かもしれないのは、対応が後手後手にはならなかったことです。内部通報の最悪のパターンというのは内部でなかなか情報が共有されずSNSと

かで外部に広がっちゃって、外部からそういう問題が指摘されて、結局対応が後手後手に回るといことがあり得ると思います。けれども、私の理解ではそういうことが今回はなかったのではないかと思いますし、そういう意味では引き続きその点も充実させていただくのは大事なのではないかと思います。

1点だけ御質問をさせていただきたいのですけれども、内部通報に関してですが、今回の内部通報は匿名だったのでしょうか、それとも実名でされたのでしょうかという1点だけ教えていただければと思います。

神作部会長

御質問がございました。いかがでしょうか。

石川審議役

たしか、匿名でございました。通報者の保護ということが規程で定められておりますので、厳格にそういう点を徹底しているところでございます。

福田委員

ありがとうございます。

引き続き、そういう点の整備もよろしくお願ひしたいと思います。

神作部会長

どうもありがとうございました。

続きまして、オンラインで御参加の岡野委員お願ひいたします。

岡野委員

ありがとうございます。岡野でございます。

御説明ありがとうございます。発言の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

まずもって、御説明いただきました大臣評価案に異論はございません。その上で2点の意見と、1点質問を申し上げたいと思います。

1点目でございますが、これまでの先生方の御発言のとおり、市場への影響にさらなる配慮が求められる中で、長期的な目標である実質的な運用利回り1.7%を達成し、着実に運用収益を確保していることにつきましては評価したいと思います。

そうした中で、評価項目I-7で記載いただいているとおり、YouTubeの動画作成やXなどのSNSを積極的に活用され、情報発信や広報に努力されていると理解いたしますが、引き続き、GPIFという組織、その運用の状況に関して、国民の理解が深まるような取組をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、本日の資料1-2「令和5年度業務実績報告及び自己評価書説

明資料」に記載はありませんでしたが、資料１－１「令和５事業年度業務実績評価書(案)」の32ページに、外国株式レンディングについて、「収益の獲得とスチュワードシップ責任の両立を図りつつ、再開することを決定した」という記載がございます。GPIFのホームページで公開されております経営委員会の議事概要等の資料を拝見しますと、レンディング再開に当たって反対の意見もあったかと理解しております。

再開する目的や規模感、期待される収益、リスクなどについて、被保険者の皆様に分かりやすく広報していくことが必要と思いますので、今後GPIFのホームページ上での解説や業務概況書での説明など、理解促進や工夫をお願いできればと思います。

最後に質問ですが、令和４年度から、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的に、国内株式に加え外国株式の株式指数先物取引の活用を開始されたと記憶しています。

市場の影響に鑑みますと、具体的な内容について業務概況書等に記載できないことは理解しており、明言が難しいことも承知の上であります。この外国株式指数先物取引の開始以降、これまでの活用による効果をいかに認識されているのか、課題があるのかなのか、GPIFの皆様のお考えがあれば可能な範囲で伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

神作部会長

１点、御質問がございました。これにつきましては、どなたかお答えいただけますでしょうか。

それでは、石川審議役、お願いいたします。

石川審議役

御質問がありました外国株価指数先物の活用の効果ですけれども、これはインハウス運用において実際の取引方法の一つとして活用することを開始しておりますが、この具体の投資行動に関わることにについてはお答えを控えたいと思います。総論的には、インハウス運用における取引手法の一つとして、機動的かつ迅速な基本ポートフォリオに基づく運用、リバランスの取組を進める上で非常に有効な手法であるということを御説明させていただきたいと思います。まずはそのように御理解いただければと思います。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、泉理事、お願いいたします。

泉理事

先ほど福田委員から、内部通報の匿名性についての御質問があったかと思いますが、ち

よっと補足します。

当然のことながら、内部通報者の匿名性については非常に慎重に取り扱っておりますけれども、内部通報の窓口に対しては顕名で名前を明らかにして通報があったということであり、それ以降は必要でない者は名前を知らないということで注意して取り扱わせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

神作部会長

補足ありがとうございました。

それでは、続きまして会場で御参加くださっている佐藤委員、大森委員、それから最後にオンラインで御参加の五十嵐委員の順に御発言いただければと思います。

まず、佐藤委員からお願いいたします。

佐藤委員

どうもありがとうございます、御報告、御説明ありがとうございます。

私は、結果として大臣評価に異論はございません。その上で、3点コメント、要望がございます。

1点目は、コミュニケーションでございます。課題として内部統制のことがいろいろ言われておりますけれども、私はコミュニケーションの課題が大きいと思っております。外部コミュニケーションは、御説明の評価項目1－7にありましたように、大変すばらしくて、これは他の公的年金、共済のお手本になるぐらいすばらしいと思っております。内部についてはまだまだ課題が大きいのかなと思います。

公正さと透明性は非常に重要であるということ言われていて、そのとおりだと思うのですが、一方で、今回の対象になった国債というのは市場の特殊性というのが大きいと思います。長らく日銀が半分以上、国債を大量保有していた、かつ、現在、金融政策の転換が進行しつつあるわけですから、そういったところにつきましては、例えば証券会社に引き合い一つ取るというのも相当な困難さが伴うわけで、そこは執行部と経営委員会、監査委員との丁寧なコミュニケーションが必要なのではないか。そういうところに課題があったのではないかと思います。

やはり長期運用を支える要因としてコミュニケーションというのは非常に大事で、外部も大事なわけですが、内部のコミュニケーションも大事で、非常にこれからも難しい局面が続くかと思っておりますので、ぜひ丁寧なコミュニケーションと、そしてそれに対する迅速な解決というものをお願いしたいと思っております。まさにGPIFのガバナンスが試される場所であり、併せて自家運用への信頼性、信任が問われるところでもございますので、よろしくお願いいたします。

2点目は人材の問題で、GPIFの最初の報告の資料1－2の評価項目のIV－1、資料で申し上げますと37ページなのですが、まずタイトルが「その他」で片づけられている

のですが、昨今、人的資本の拡充が言われる中で大変残念な扱いです。

そして、評価が毎年Bで、Bと言ってもこれはきちんと目標を達成しているということなのでよい評価だとは思いますが、この部分もぜひA、Sと評価が引き上がるように全体の評価の底上げを図ってほしい。特に人材の獲得競争というのは激しくなっていて、日本の公的年金ですと報酬の支払いにも限界があるかと思しますので、ぜひ良い方を採用してその方が定着するという施策に向けてますます努力をしていただければと思います。

最後に全体評価なのですがけれども、私は先ほど違和感はないと申し上げましたが、気持ちとしてはSでも良い。特に、昨年度につきましては20年度に続いて非常に高い運用実績を挙げたわけですから。これは、株高とか、円安といった市場環境の要因はあったにせよ、長期運用にとって大変大きな味方で、長期で見たときに年率で見ると大変よい実績になるかと思えます。

これから先、市場が困難に直面したときにも、長期実績で物が言えないと説得力がなくなりますから、これは長期運用を支える、先ほどコミュニケーションが大事と申し上げましたがけれども実績も非常に大事で、これは執行部の功績が非常に大きかったと思いますので、そういうポジティブなところもきちんと発信していただいて、国民の明るい未来に向けてぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして大森委員お願いいたします。

大森委員

御説明ありがとうございました。

大臣評価については、私も修正が必要と思われる違和感はありません。その上で、希望が1点と、あとはコメントを少々申し上げたいと思います。

まず希望はリスク管理の一つ、推定トラッキングエラーに関するものです。推定トラッキングエラーが13ベースから29ベースと非常に小さいです。私の感覚からすると、これは非常に低くてパッシブ運用そのものという感じなのです。かつ、こちらが低かったのでよろしいという評価になっています。こちらに少し懸念というか、心配がございまして、オルタナティブ運用も含めてアクティブ運用をやっていたときにはどうしてもトラッキングエラーは不可避なものです。一方、アクティブリターン獲得の自信があれば、ぜひここはしっかり確信を持ってリスクを取って、運用パフォーマンスを狙っていただきたいと思います。

GPIF様のアクティブ運用管理の能力ですが、こちらは御報告にもありましたように新しい取組をどんどんされていて、決して国際的に見ても劣っているということはないと思

ますし、国内的にもトップを走っている投資家の一つだと思います。ですので、運用結果は目論見と違うことがいろいろ起きてしまうわけですが、アクティブリスクを取れるという自信があるときにはしっかり取っていただきたいと思います。

そのときに、全体のトラッキングエラーを現在の低い水準で抑えるべきというようなことがあると、それを縛ってしまうことになります。得られたはずのアクティブリターンが得られなければ、結果として我々国民が損をすることになってしまいますから、能力のあるものを縛らずに、それが発揮できるようなトラッキングエラー管理の形にしていきたいと思います。

それに近いことかもしれませんが、先ほど問題となった国債の取引についてコメント申し上げます。ほかの委員からもコメントがございましたが、私も国債の運用を以前やっておりました経験がありまして、取引業者が寡占になりますのは、恣意的なものではなくて効率的な取引を求めれば自然に起こり得ることだと思います。

プロセス、ルールを整備して透明性、信頼性を確保するのは当然の前提ですが、外部からの見え方を重視した結果として、非効率な取引業者の分散にならないようにしていきたいと思います。望ましいものは信頼できる合理的な取引であり、結果としての寡占は問題ないはずです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、続きましてオンラインで御参加の五十嵐委員お願いいたします。

五十嵐委員

ありがとうございます。

主務大臣評価案につきましては特に違和感なく、賛同させていただきたいと思います。

財政検証の中で本積立金が寄与する割合というのが極めて大きいということが改めてクローズアップされましたし、引き続き安心確保に向けて適切な形での運用を引き続き図っていただければと思います。これは評価しているという主旨で申しました。

それから、監査報告のほうにありました例の件ですけれども、主務大臣評価案の11ページのところに「業務執行の透明性・公正性をより確保するため、業務マニュアル・規程類の整備等に着手した。」という記載があります。私が聞き逃したのかもしれないですけれども、GPIFさんの執行部のほうで既にこれに着手したということがどこかで述べられていたのでしょうか。もしそうであれば、この取組をいつまでにされるのかということと、それから整備されたものについては我々などにも共有され、あるいは公表されるようなことがあるのかどうか。これは質問です。いずれにしても透明性の確保ということについて、引き続きの留意をお願いしたいということでもあります。

以上です。

神作部会長

ありがとうございます。

御質問が1点あったかと思いますが、石川審議役お願いします。

石川審議役

ありがとうございます。

大臣評価でも触れられておりました、今回のインハウスの国債運用に関する業務マニュアルの整備については、法人内にプロジェクトチームを設置いたしまして、今、検討を進めているところでございます。法人の説明資料にも、本年秋をめどに結論をとということで書いておりますけれども、こういったスケジュール感で進めていきたいと思っております。

その上で、先ほどマニュアルの整備に関しまして公表されるのかといったことがございました。法人の投資行動に関わることでありますので、そうした点に鑑みますと、市場への影響も踏まえますと、なかなか内容的に公表というのは現時点では難しいのかなと正直思っているところでございますけれども、いずれにしても法人内部での必要な改善の取組はしっかりと進めてまいりたいと思っております。

以上です。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、大野部会長代理から御発言がもしございましたらお願いいたします。

大野部会長代理

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私も、大臣評価について異論はございません。資産運用に関しましてはほかの委員の方々がおっしゃっていたことと重複いたしますけれども、きちんとリスクを抑えて所定のリターン、超過リターンを確保されているということで、すばらしい成果を挙げていらっしゃるかと思います。資産運用の精緻化、高度化に取り組まれるために、専門人材の採用というのも進めていらっしゃるかと思います。

それで、私が若干懸念いたしますのは、業務実績報告第1部の資産運用に関しては成果を遂げていらっしゃるかと思うのですけれども、業務実績報告第2部の業務運営の効率化に関する事項に関しましては内部通報等のこともありましたので、今後も対策を取っていただければと思います。

それで、1点意見と、1点質問をさせていただければと思います。

資料1－2の財務内容の改善に関する事項に関しまして意見を述べさせていただければ

と思います。一般管理費等については、その他の独法法人等と共通のルールが適用されていて、システム関連経費等、幾つかの除外項目を除いた一般管理費等に関して対前年度比で削減することになっていると理解しております。ただ、職員の数 は年々増えてきております。GPIFの資産規模からしますと職員数は1桁少ないといったような指摘等もあります。今後も職員数が増えていくことも予想され、人数増に応じて増えていく一般管理費も当然あるかと思われます。したがって、例えば一人当たりの一般管理費で目標を定めるなど、何らかの工夫が必要になるのではないかと思いますので、今後、中期計画目標を改正される場合にはご検討いただければというのが意見でございます。

それからもう一つ質問なのですが、職員の数だけではなく質の拡充も求められておりまして、高度なスキルを持った方の採用というのが一つの大きな課題であったかと思 います。様々な工夫をされた上で採用を進めていらっしゃるかと思われますが、高度なスキルをお持ちの方の定着が課題であると以前に伺いました。これに関連して、運用専門職員について質問させてください。運用専門職員は、基本的には3年以内の任期で、ただ、再任は可能ということかと思われますが、無期転換はその職種の方には適用されるのかどうかを伺えればと思います。

高度職業人に関しては、一般の方とは別のルールになっているかと思いますが、そもそも無期転換ルールが適用されるのかどうか。これは、主務省に伺ったほうがよろしいのかどうか、ちょっとよく分からないですけれども、その点につきまして伺えればと思います。

以上です。

神作部会長

御質問ありがとうございます。

それでは、泉理事お願いいたします。

泉理事

今の点について申し上げます。

財務内容の改善の件につきまして御質問いただきました。ありがとうございます。この資料の中でも記載してございますけれども、新規ですとか拡充は除いて、既定の経費のところについて削減を図るというルールにさせていただいているところでございます。

一方で、定員はあるわけでございますけれども、現状において定員を満たしていないという状況でございます、鋭意採用に努めているという状況でございます。

最近 は採用面でも若干手ごたえがございまして、非常に優秀な人材が私どもの門をたたいてくださるようになりました。そういったことも含めて、今後より優秀な人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

それから、定着が難しいかどうかという点でございますが、運用専門職員の方々につきましては任期制ということになっておりまして、1年ないし3年という任期で来ていただ

いております。これをこの処遇のまま無期にするという制度は現在ございません。無期で働きますのは正規職員、要するに公務員並みの処遇で働く職員のみという現状でございます。

神作部会長

御意見や御質問等、ありがとうございました。本日御参加の全ての委員の方から御発言をいただいたと思いますけれども、私が伺ったところ、この大臣評価(案)についておおむね賛成である、あるいは違和感はない。少なくともこの大臣評価(案)について修正すべきだという御意見はなかったと理解しております。

そこで、当部会としてはこの令和5年度業務実績評価の大臣評価(案)を了承することとしたいと存じますけれども、よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

神作部会長

どうもありがとうございました。それでは、そのように答申をすることといたします。尾崎監査委員はここで退席をされます。

(尾崎監査委員 退席)

神作部会長

引き続き、第4期中期目標期間見込評価における業務実績及び自己評価について、GPIFから御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

石川審議役

それでは、コンパクトに説明を進めていきたいと思います。

資料番号マル8、資料2-2、第4期中期目標期間の法人の見込評価でございます。

資料の2ページをお開きください。これは管理運用業務に関する今期当初からの各年度の大臣評価と自己評価です。見込評価の列にありますように、2項目についてはS評価、他についてはA評価としております。

また、次の3ページですけれども、業務運営に関しましては、見込評価、通期でもB評価としているところでございます。

4ページへお進みください。今期を振り返っての総論でございます。

上に記載がございますが、今期におきましては「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」という目標を上回る成果を挙げたという自己評価をしております。

矢羽根が3つございますけれども、運用の多様化・高度化を今期に進めまして、それら

が奏功して運用目標を達成する可能性が高いといったこと。また、リスク管理に今期は注力しまして、リスク指標を大幅に低減するに至っている。さらに、ESG活動、スチュワードシップ活動の先進的な取組みですとか、被保険者向けの広報活動にも注力している。これが今期の法人の取組の全体像でございます。

以下、各項目についての評価の考え方であります。

5 ページの I - 1 「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」につきましては、自己評価 A でございます。

資料の 6 ページでございます。

「評定の根拠」として、今期から新たに「複合ベンチマーク収益率の確保」という目標が設定されたわけですが、これを踏まえまして、経営委員会によるガバナンスの下で、市場への影響に十分留意しながら管理及び運用業務を継続的に改善する取組を行ってまいりました。

また、機動的かつ精緻なリバランス等のために、取引量が年間で増大する中でも円滑なオペレーションを実現し、また、流動性管理についても、厚労省と密に連携しながら安定的に精緻に行うという業務フローを確立して、資産全体の収益率の向上に貢献している。

こうした流動性の確保、リスクの管理・抑制、超過収益の獲得に向けた取組をそれぞれバランスよく実行する体制を今期に確立・定着させたということで、この項目については、現に超過収益の獲得を実現しているということで、自己評価 A としております。

続きまして 7 ページ、評価項目 I - 2 「基本的な運用手法及び運用目標」についてでございます。

これは自己評価 A でございますが、8 ページにお進みください。

「評定の根拠」の表でございますが、基本ポートフォリオに基づくきめ細かなリスク管理、運用の多様化・高度化が奏功しまして、現時点では、中期の目標、すなわち資産全体での超過収益の確保、また、長期の目標、賃金上昇率プラス1.7%といった運用利回りの確保をいずれも達成する見込みであり、リスク水準も大きく低減しております。

こうした基本ポートフォリオに基づく精緻なリスク管理によりまして、リスク水準を前期に比して大幅に低減させ、必要な収益を確保しており、目標を上回る成果ということで自己評価は A としております。

続きまして 11 ページ、I - 3 「運用の多様化・高度化」でございます。

自己評価 A でございまして、12 ページにお進みください。

今期におきましては、下段の表でございますけれども、法人のポートフォリオ全体のリスク把握・分析や、インデックスに関する情報収集・分析などをもとにしまして、長期的なリターン向上のために、多様なパッシブファンドの設定、既存ファンドの総点検、マネジャー・ベンチマークの見直し等を実施しております。

また、安定的なパッシブ運用が可能となり、アクティブ運用にもさらに取り組むことで超過収益の獲得を図っている。

さらに、リスク管理を目的とした株価指数先物を活用するなど、機動的かつ精緻なリバランスを実施し、ファンド管理の精度も大きく向上しております。

オルタナティブ投資につきましても、投資一任方式での運用受託機関の選定を進めたほか、超過収益の源泉を拡充すべくLPS投資を開始しております。オルタナティブ投資における契約締結済みのファンド数は26まで増加したほか、年度評価のほうでも御説明しましたが、パフォーマンスの比較可能な計測法の開発など、超過収益の獲得の観点からの取組をオルタナティブ投資においても進めております。

今期からの目標であります「複合ベンチマーク収益率の確保」を達成し、超過収益の獲得につながる、こうした運用の多様化・高度化の今期の取組については、自己評価Aとしているものでございます。

16ページ、I－4「運用受託機関等の選定、評価及び管理」でございます。

これは法人としては自己評価Sとしておりまして、17ページにお進みいただきますと、今期の初年度、令和2年度におきまして、委託運用をしている全てのファンドの総点検をいたしまして、ポートフォリオの最適化を実施いたしました。その後もマネジャー・ストラクチャーの再編・整備を継続しており、今期の後半におきましては、株式アクティブファンドの選定をし、併せてリスク調整を目的としたパッシブファンドの設定もして、投資開始以降まだ日は浅いですが、約1,300億の超過収益の獲得に至っている。

また、オルタナティブ投資やESG投資についても、新たなファンドの選定を着実に実施いたしました。

さらに、マネジャー・エントリー制度についての応募資格の変更を行い、今期においてはファンド数が2倍弱に増加したものの、精緻なリスク管理の下で全体最適化を図り、ファンドの管理・評価等を着実に実施して、資産全体の超過収益獲得に貢献したということで、運用受託機関の選定、評価等につきましてはS評価と自己評価をしております。

続きまして20ページ、I－5「リスク管理」でございます。これにつきましても、通期で自己評価Sとしております。

「評定の根拠」については、22ページにお進みください。

リスク管理の高度化等の取組として、投資判断用NAVによる迅速なポジション把握、複数のツールを用いた精緻な分析と投資判断、株価指数先物を活用した機動的なリバランス等を通じまして、法人のポートフォリオ全体を俯瞰したリスク管理を実行しております。

また、トラッキングエラー等の大幅な低減を実現して、基本ポートフォリオのリスク・リターンを再現しております。

今期は、市場環境が大きく変動したときもありましたが、そのような中でもリスクを低水準に抑制しつつ、超過収益を確保している。これは目標を上回る顕著な成果があったと自己評価して、リスク管理についてはS評価としております。

続きまして、27ページにお進みください。I－6「スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資」についてでございます。

自己評価Aでございまして、28ページでございしますが、スチュワードシップ活動につきましては、コロナ禍が今期にあり、対外活動が制約された中でも、運用受託機関との間でのエンゲージメントの拡充など、積極的にスチュワードシップ活動に取り組んだところでございます。

また、ESG指数の採用を進めて、国内外で9指数まで拡大をしている。こういった取組も着実に進めてまいりました。

また、ESG投資に関する分析につきましては、GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析をはじめとして先進的な取組を数多く実施し、ESG活動報告に掲載する形で発信もしております。

また、今年度も継続して行っておりますけれども、スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定を実施するといった取組も今期に行いまして、この項目につきましては自己評価Aとしております。

少し飛びまして、35ページにお進みください。「情報発信・広報及び透明性の確保」についてでございまして、自己評価はAでございます。

36ページですが、広報活動におきましては訴求するテーマを設定いたしまして、それを踏まえて、法人の広報媒体を活用して、法人の活動の「伝わりやすさ」と「ファクト発信」を軸に、オウンドメディア、ホームページやSNSも活用して、こうした情報発信に注力した。例えば、YouTube動画の作成を内製化して新たなコンテンツを拡充するなど、広報活動を様々工夫しながら進めました。

一方、業務概況書につきましても、一般の方向け、プロの方向け、それぞれを念頭に内容の充実を図る取組を進めてまいりました。

広報に関する指標について改善が見られているといったことも実感しておりまして、今期における情報発信・広報等の取組については、自己評価Aとしております。

以上が管理運用業務についてでございまして、以下、41ページのⅡ－1「効率的な業務運営体制の確立」については、下の表にございますが、運用の高度化等に向けた組織改編を記載のとおり順次進めつつ、情報システムの高度化・効率化の取組を進めたということで、この業務運営体制の確立につきましては、自己評価Bとしております。

また、43ページのⅢ－1「財務内容の改善に関する事項」につきましては、経費節減目標を達成するような予算編成を行い、その点につきましては自己評価Bとしております。

最後に、44ページのⅥ－1「その他業務運営に関する重要事項」につきましては、具体の取組については45ページでございしますが、就労環境の整備、内部統制等体制の強化、監査の適切な実施、情報セキュリティ対策の着実な実施をそれぞれ目標に沿って進めまして、この項目については通期におきましても自己評価Bとしているものでございます。

法人の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

神作部会長

どうもありがとうございました。

次に、GPIFの宮園理事長より、先ほどは令和5年度の状況を踏まえてのコメントをいただきましたけれども、第4期中期目標期間の状況を踏まえまして今後のGPIFの業務運営についてコメントがございましたらぜひ御発言いただければと思います。よろしくお願いします。

宮園理事長

ありがとうございます。宮園でございます。

時間も押しておりますので、2点だけ申し述べさせていただきたいと存じます。

1点目は、中期目標期間を振り返ってでございますけれども、御高承のとおり、私ども長期分散投資によってリスクを抑えつつ、世界経済の成長の果実を収益として安定的に取り込むということを目指しまして、基本ポートフォリオに従って運用を実施しております。

ところが、この中期目標期間のスタートはコロナ禍の真ただ中でございまして、その後も地政学リスクの発生でございますとか、世界的なインフレと欧米の利上げ等によって不安定かつ変動の非常に大きい市場環境が続いてまいりました。

こうした環境下で、今日200兆円を超えることになりました巨額の運用資産を基本ポートフォリオに沿って運用することは、正直なところ困難を伴いましたけれども、機動的かつ効果的なリバランスを行うなど、リスク管理に注力いたしました結果、安定的な収益基盤をつくっていくことができたのではないかと考えております。この点は、運用機関としてのステップアップができたのではないかと、このように自己評価しているところでございます。

2点目は、こうして運用資産が拡大していく中で運用業務が高度化、複雑化する一方で、当法人に対する国民の注目度が格段に高まって、期待レベルも一層上がっているというところでございまして、そのことから業務執行能力の向上を図りながら業務執行プロセスの公正性、透明性についてもこれまで以上に求められると、このように自覚をいたしております。専門家集団としての専門性というのは運用能力にとどまらず、こうしたことを総合的に高水準で発揮することのできる組織力であるということを肝に銘じて、これからも努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、GPIFからただいいただきました御説明や御発言を踏まえて、第4期中期目標期間の業務実績見込評価の主務大臣評価案について事務局より御説明をお願いいたします。

西平資金運用課長

事務局でございます。

委員の皆様のお手元のファイルで言いますとマル9がついているファイル、資料番号で言いますと資料2－3でございます。こちらが今、GPIFのほうから自己評価の説明がございましたけれども、それに対します主務大臣の評価案ということでございます。

おめくりいただきまして2ページ目がその総括表ということでございまして、自己評価の横に大臣評価を書かせていただいております。全体的に見ると、自己評価とほぼ一致してございますけれども、I－4の項目が自己評価Sに対しまして大臣評価案がAとなっております。全体評価といたしましては一番下の欄でございますけれども、A評価ということでいかがかということでございます。

以下、各項目につきまして説明は重複しますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

おめくりいただきまして3ページ目でございます。

I－1の項目「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」ということで、評価案Aということでございます。

左側の列のところを見ていただきますと、これまでの4年度分の単年度評価を書かせていただいております。2年度がB、3年度、4年度、5年度がA評価ということとさせていただきます。こちらは制度的な枠組みに従ってしっかりとした管理運用をやっているかというようなことでございますけれども、おめくりいただきまして4ページ目でございます。

4ページ目の中ほどが結局のところ、詰まるということでございますが、ボラティリティーが非常に大きな時期が続いた今中期目標期間でございますけれども、市場への影響やコスト等を勘案しつつ、流動性の確保ですとかリスクの管理・抑制、超過収益の獲得に向けた取組をバランスよく実行できる体制が確立され、また定着したというのが今中期目標期間中の取組だったかというふうに総括をしてございます。このような結果、中期目標が定める管理・運用を強化して運用目標の達成に貢献するというような取組をしていただいたことから高く評価させていただきまして、所期の目標を上回る成果ということでA評価とさせていただいているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして5ページ目、I－2の項目でございます。「基本的な運用手法及び運用目標」ということで、同じくA評価とさせていただきます。各年度の評価につきましては、左側の列を御覧いただければと思います。

こちらでございますけれども、運用のパフォーマンスを評価するような項目でございますが、おめくりいただきまして6ページ目でございます。本中期目標期間のパフォーマンスでございますが、これまでのところ累積でプラスの64.26%、額にいたしまして累積で約96兆円というパフォーマンスでございました。複合ベンチマークの超過収益率についても4年累積で言いますと年率換算でプラスの0.05%ということで、マーケットにもプラスで

勝っておるというような状況でございます。

また、年金財政上の要請でございます実質的な運用利回りに関しましても、1.7%を求めているのに対して4.24%というものを達成してございまして、市場環境が非常に大きな動きをする中、また巨額な資産を運用する中、このようなパフォーマンスを達成していただいたということで、所期の目標を上回る成果ということでA評価というふうにさせていただいているところでございます。

<今後の課題>のところでございますけれども、ユニバーサル・オーナーとして膨大な取引データを活用していただくということで、データサイエンス、データマネジメントという考え方を取り入れての取組を進めていただいているところでございますが、そのような運用のために体制整備等に引き続き適切に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

おめくりいただきまして7ページ目、I－3のところでございます。「運用の多様化・高度化」、評価案はAということで、これまでの年度評価については左側の列を御覧いただければと思います。

アクティブ運用につきましては先ほども説明がございましたけれども、データサイエンスに基づいた選定を進めていただきまして積極的に採用していただいているということでございますし、超過収益も実際に獲得していただいているということでございます。

また、下ほどのパッシブ運用につきましても、そもそも今中期目標期間の初年度にファンドの総点検を実施していただいてマネジャー・ストラクチャーの再構築に着手していただき、これまで進めてきていただいたということでございます。

また、ベンチマークにつきましては「インデックス・ポスティング」ということで継続して調査研究を進めていただき、高度化に努めていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、8ページ目でございます。

オルタナティブ投資につきましても、この4年間で投資一任方式での取組、それに加えてLPSでの取組というのを進めていただきまして、着実に投資実績を上げてきていただいているということでございます。

おめくりいただきまして、9ページ目でございます。

そのような各般の取組で一番下のところでございますが、マネジャー・ストラクチャーの確立によるパッシブ運用の安定化、それに伴いましてアクティブ運用にも注力できる環境整備、それからオルタナティブ投資の推進を含めました運用収益の源泉の多様化といったものは着実に進展しているということでございまして、所期の目標を上回る成果ということでA評価とさせていただいております。

おめくりいただきまして、次は11ページ目でございます。I－4の項目「運用受託機関等の選定、評価及び管理」ということでございます。

こちらは評価案はAとさせていただいてございまして、各年度の評価につきましては左側に記載のとおり、2年度がS、3年度から5年度までがA評価ということでございます。

右側のほうでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今中期目標期間の初年度に全てのファンドにつきまして総点検を実施していただいて運用受託機関の選定、管理、マネジャー・ストラクチャーの再構築というものを進めていただきました。それから、いろいろその下にポツで書かせていただいておりますけれども、このように継続的にマネジャー・ストラクチャーの再編・整備を適切に実施していただいたということかと思っております。

おめくりいただきまして12ページ目、足元で申し上げますと最新のデータサイエンスに基づいた定量的分析に基づいてアクティブファンドを積極的に採用していただいているということでございます。オルタナティブにつきましてもLPSの新たな採用などをやっていただいておりますし、ESG投資に関しましても新たな指数を追加した上で9指数まで増加したESG指数に基づくパッシブ運用を進めていただいているということでございます。

また、マネジャー・エントリー制度につきましては定量的要件を撤廃して、より多くの運用受託機関を採用できるということと、それをしっかりと選定、評価する能力を獲得していただいたということかと思っております。

13ページ目でございます。

そのようなことから、先ほどお話がありましたけれども、ファンド数というのはこの4年間で倍増に近いところで、しっかりとそれを管理した結果が超過収益率の確保にもつながっておるということで考えてございます。そのようなことから、所期の目標を上回る成果ということでA評価とさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして14ページ目、リスク管理のところでございます。

評価案はSとさせていただいております。これまで4年度間、各年度ともS評価とさせていただいております。

14ページ目の中ほど、「資産全体のリスク管理」ということに関しましては、様々なツールを使っていただいて日次で管理をしていただく、または複数のツールを使つての分析、または様々なファクター、投資戦略ごとに日次ベースの分析という緻密な分析をしていただいております。

また、先ほども議論がございましたけれども、株価指数先物取引というものを導入していただきまして、効率的なポートフォリオ管理に生かしていただいているというところでございます。

15ページ目でございます。

ポートフォリオ全体の内部管理につきましても、資産の種類や資産の性格に着目した分類に基づいての管理をしていただいているということでございますし、各資産のリスク管理に関して申し上げればアクティブファンドを設定するに当たってもそのリスクを調整するためのパッシブファンド、補完するためのパッシブファンドというものを設定していただくなど、各資産の性質に応じたリスク管理をしていただいているということでございますし、そのような取組につきましては経営委員会のほうに御報告いただいてモニタリング

を受けているということでございます。

おめくりいただきまして、16ページ目でございます。

中ほどのところで、このような取組からリスク指標に関しましても年々低水準で抑制を
していただいているというようなところでございまして、こちらのリスク管理の項目が非
常によくできているということかと思っております。

このようなことから、量的、質的に上回る顕著な成果というふうな評価をさせていただ
いて、S評価とさせていただいてございます。

おめくりいただきまして、17ページ目でございます。

スチュワードシップ、ESGの項目でございます。

こちらは、年金積立金の運用の目的の下で一層推進していただきたい取組として挙げさ
せていただいているものでございます。スチュワードシップ活動に関しましては、毎年度
企業向けアンケートを実施していただいて、最終的な働きかけ先であるところの企業のお
声も聞きながら実施を進めていただいているところでございますし、どのような活動をし
ているのかということにつきましてはスチュワードシップ活動報告におきましてエンゲ
ジメントのカバー率など公表していただいているところでございます。

また、運用受託機関のスチュワードシップ活動につきまして、そちらをちゃんと評価で
きるようなエンゲジメント強化型パッシブファンドというような取組につきまして新た
に2社を採用して計4社にまで拡大していただいているというような状況でございます。

おめくりいただきまして、18ページ目でございます。

ESGに関しましては先ほどもお話がありましたけれども、ESG指数に基づく運用につつま
して指数を新たに今中期目標期間中では4指数追加をいたしまして、計9指数で17.8兆円
の規模にまで拡大しているところでございますし、各種のESGの投資に関しましては毎年
のESG活動報告で詳細を説明するとともに、各種のレポートを出させていただいてござい
ます。

また、このようなスチュワードシップ、ESG活動に関しましては、効果測定プロジェクト
というものを昨年度から今年度にかけて実施をしていただいております、次の一步に向
けてPDCAサイクルを回すというような取組をしていただいているというふうに評価をして
ございます。

以上のようなことから、所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価と
させていただいてございます。

おめくりいただきまして、20ページ目でございます。

I-7、情報発信、広報の項目でございます。

国民の御理解を得て運用の透明性を確保するという観点からの項目でございますけれど
も、コロナ禍ということもございまして、報道というよりも、むしろ自分たちでコント
ロールできるオウンドメディアを活用するというところで、YouTubeでございますとかX、旧
Twitterでございますとか、公式ホームページ、業務概況書といったものを有機的に組み合

わせて広報していただき、さらにテーマ、積立金の役割ですとか、長期分散投資の効果といったテーマを定めて、ファクトを交えつつしっかりと広報していただいたということかと思っております。

効果といたしましては、その旧Twitterなどのフォロワー数なりYouTubeのチャンネル登録数が確実に増えているということでございますとか、あるいは広報・効果測定で信頼できるという割合が増えているということからも、その効果が測られようかと思っております。

おめくりいただきまして22ページ目、このようなことから所期の目標を上回る成果が得られているということでA評価とさせていただきます。

23ページ目が今、申し上げましたⅠ－1からⅠ－7の項目を、全体といたしまして年金積立金の管理及び運用業務全体としてどう評価するかということでございます。

こちらはA評価とさせていただきます、各年度の評価につきましては2年度がS、3年度から5年度までがA評価とさせていただきます。今、るる御説明申し上げましたけれども、7項目のうち1項目がS、残りの項目をA評価とさせていただいているということでございます。積立金の管理運用の制度的な枠組みの中、しっかりとしたパフォーマンスも上げていただいておりますし、運用の多様化、高度化でございますとか、あるいはリスク管理といった項目にもしっかりと対応していただいているということで、このような評価とさせていただきます。

おめくりいただきまして25ページ目、「効率的な業務運営体制の確立」ということで、こちらについては評価案としてはB評価ということでございまして、これまでの4年度間もB評価ということでございます。

やっていたことは右側に書いてございますが、組織編成等の体制整備ということで法務室の新設でございますとか、あるいは運用専門職員の報酬レンジの見直し、あるいは新卒採用のための運用専門職員の区分の新設など、しっかりと対応していただいているということでございます。

おめくりいただきまして、27ページ目でございます。

Ⅲ－1「財務内容の改善に関する事項」ということでございますが、B評価とさせていただきます。

こちらは、中期目標、中期計画でお願いしております節減目標というものをしっかりと達成していただいた予算を編成していただいているということでございますし、経営委員会のガバナンスの下、しっかりとしたPDCAサイクルを回して予算編成等をしていただいて目標を達成しているということでB評価とさせていただきます。

おめくりいただきまして28ページ目、Ⅳ－1「その他業務運営に関する重要事項」ということでB評価とさせていただきます。

こちらは、高度専門人材の確保・育成、定着ということで、外部コンサルの評価を加味した上での専門人材の採用を進めていただいたり、あるいは就労環境の整備というものを

進めていただいております。

また、調査研究に関しましてはGPIF Finance Awardsとか、GPIF Finance Awards for Studentsといったような表彰をしていただいて、そのようなアカデミアへの配慮というのもやっけていただいているところがございます。

内部統制の強化に関しましては監査委員から御報告がございましたけれども、日頃からいろいろなことはやっけていただいているということは、それはそれとして評価をさせていただきたいということでございます。

また、ガバナンス強化ということで、ガバナンス改革以降導入されました経営委員会、監査委員会、それから理事長以下の執行部、それぞれが適切な役割分担を図りながら健全な緊張関係を保ちつつ運営していただいているというような評価をさせていただいております。そのようなことから、所期の目標を達成しているということでB評価とさせていただいております。

説明は以上でございます。

神作部会長

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、GPIF及び事務局からただいま御説明をいただきました第4期中期目標期間業務実績見込評価につきまして委員の皆様から御質問や御意見をお願いしたいと思います。先ほどと同じ方法で、御発言の意思を示していただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、徳島委員からどうぞ御発言ください。

徳島委員

法人の自己評価、それから主務大臣評価案について、全く評価案に違和感はないのですが、中期的な課題と思っていることで1点だけ申し上げておきたいと思います。

今回の中期評価の中で言うと、評価項目の1－3のところにあるいわゆるインデックス・ポスティングの絡みでございます。この点に関しましては、資金運用部会で数年前からいろいろ御指摘をさせていただいておりますけれども、GPIFというとても巨大なアセットオーナーの運用に関してはインデックスの活用が不可避であります。そういった意味では、GPIFからインデックスプロバイダーに対してどれくらいお金が流れているかを明らかにする必要がありますし、それがちゃんと役に立っているかの検証が必要と考えます。

実際、今年の業務概況書では120ページに掲載していらっしゃいますが、これ以外に運用会社が一旦負担した形になって指数業者に流れているのもあるかと想像します。そういった全体像を少し明らかにしていただくことによって、インデックス・ポスティングがもっと明確になって費用対効果という観点からもチェックが効くのかと思います。GPIFの場合には契約で違うことが可能なかもしれませんが、そういった観点も含めてインデックス・ポスティングの検証に中期的に取り組んでいただけたらと考えています。

以上です。

神作部会長

御意見、どうもありがとうございました。

ほかに御発言の御希望、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。議事の進行に御協力いただいてありがとうございます。

福田先生、お願いいたします。失礼いたしました。

福田委員

ありがとうございます。

時間が限られていますけれども、この資料の第4期中期目標期間の見込等の10ページ目の図というのは非常に重要な図ではないかと思います。市場運用開始後の運用機関の運用ということで、目標を十分上回っているということで結構なことだと思いますけれども、この図を見て非常に重要な点だというのは、常に目標は上回っているわけですが、上がっている期間というのはやはり特定の期間だということではないかとは思いますが。そういう意味では、最初の頃はやや上回ってはいますけれども、特定の期間で非常にパフォーマンスがよくて、結果的に非常にいいパフォーマンスになったということだと思います。

そういう意味では、市場環境に中期といえどもそれなりに影響を受けるということですので、そういった意味でリスク管理をこれまでも非常に重要なことをいろいろやっていたと思っていますけれども、足元は今後もますますグローバルなリスクも含めて高まっていくと考えられます。引き続きリスク管理に注意した運用をしていただければという要望だけでございます。

以上です。

神作部会長

貴重な御指摘をどうもありがとうございます。

ほかに御発言いただける方、いらっしゃいますでしょうか。

玉木先生、どうぞ。

玉木委員

これもないものねだりに近いものではあるのですが、最近のGPIFの広報活動をめぐる環境の変化としましてアセットオーナー・プリンシプルというものが出てきて、運用力の向上などという言葉も人々の間で広まっております。これに関しましては、GPIFに対する期待は非常に大きいところがあるかと思うので、この点は今後の環境変化として受け止めていただいて、広報活動等に適宜取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

以上です。

神作部会長

御意見どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、この第4期中期目標期間業務実績見込評価の大臣評価案につきましては御異論がなかったということで、当部会として了承することとしたいと存じます。よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、そのように答申をすることといたします。

次に、最後の議題となります。GPIFの業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について、御審議をいただきたいと思います。

初めに、事務局より御説明をお願いいたします。

西平資金運用課長

そうしましたら、説明をさせていただきたいと思います。

資料2-4、委員のお手元にある端末で言いますとマル10のファイルでございます。「業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」ということでございます。

こちらは、中期目標期間の最終年度に当たりまして、先ほどの見込評価と同じタイミングでそれまでの業務運営を一旦振り返った上で、次期中期目標なり中期計画に向けて、一度このような業務及び組織全般にわたって検討してみるというようなものが独法通則法上求められておるということでお諮りするものでございます。

資料の1ページ目はGPIFというのがどういうものなのかというのを書かせていただいているものでございまして、年金財政の現在のフレームワークの下、積立金につきましては100年間の財政均衡期間において均衡する財源の一つとして組み込まれてございます。

そのような中で、財政均衡期間の終了時点で年金給付費の1年分程度の積立金を保有ということを前提に、計画期間中で積立金そのもの及びその運用収入を活用して年金給付に充てるということになってございます。その運用収益を獲得して年金事業の運営の安定に資するために管理運用を行っていただくというのがこちらのGPIFの役割ということでございまして、現在、昨年度末時点で約246兆円という巨額の年金積立金の管理運用を行っておるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

このGPIFに関しまして、以下どのような見直しなりが必要かということで書かせていただいておりますけれども、まず第1として「事務及び事業の見直し」と書かせていただいておりますが、基本的に現行の事務及び事業のフレームでよろしいのではないかとということで書かせていただいております。

具体的に申し上げますと、まず「目的に即した年金積立金運用の実施」ということで、積立金そのものが保険料の一部ということでございますし、先ほど申し上げましたとおり、将来の年金給付の貴重な財源ということでございますので、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ効率的に積立金の運用を行うということでございます。

2のところでございます。この運用に当たりましては、年金財政上必要とされる長期的な運用利回りを達成するための基本ポートフォリオを定めて、それに基づいて管理運用を行うということでございます。当然、リスク管理、リスク制約には十分に留意をするとともに、基本ポートフォリオ自体については適時適切に検証を行いつつ運用を行うということでございますし、また、非常に多額の積立金でございますので、市場その他、民間活動に与える影響には十分留意してまいりたいということでございます。

その運用収益に関しましては、ベンチマークを選定した上で、ベンチマーク収益率の確保というものがまず第一の目標でございますけれども、それに加えましてアクティブ運用に取り組むことによりまして超過収益の獲得も目指すということでございます。

その際、GPIFの昨今の取組を踏まえましてデータサイエンスに基づく定量評価を活用するなど、運用受託機関の選定、管理の強化のための取組を一層推進してまいりたいということでございます。

おめくりいただきまして、3ページ目でございます。

「リスク管理の強化」ということでございますが、当然、分散投資によってリスク管理を行っているところでございますけれども、資産全体だけではなくて各資産、各運用受託機関、各資産管理機関、それぞれの各種リスク管理の強化には引き続き取り組んでいきたいということでございますし、適切かつ円滑なリバランスを実施した上でやっていきたいということでございます。そのための体制の一層の強化というものを進めてまいります。

「5 運用の多様化」のところでございます。被保険者の利益のためには運用の多様化、高度化というものが必要になってまいりますけれども、そのためには経営委員会において幅広く検討を行った上で、一般的に認められている専門的な知見に基づいて検討を進めていくということでございます。

また、現在進めてございますオルタナティブ投資に関しましては、その他の伝統的な資産とは異なる点多うございまして、そういったオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に踏まえつつ、必要な体制整備も図りながら進めてまいりたいというところでございます。

6のステewardシップ及びESGのところでございます。あくまでも年金積立金の運用の目的の下、すなわち被保険者の長期的な利益を獲得するという観点から、市場への影響

に留意しつつスチュワードシップ責任を果たすための活動、またはESG投資というものを進めていくということでございます。これらの活動につきましては、あくまでも投資先及び市場全体の持続的成長が運用資産全体の長期的な投資収益の拡大に必要であるという考え方に基づいて行っていくということでございますし、これらの活動につきましては検証を継続的に行って、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めてまいりたいというところでございます。

「7 情報発信・広報及び透明性の確保」のところでございます。国民への迅速かつ丁寧な説明に努めてまいりたいということを考えてございますけれども、おめくりいただきまして4ページ目でございます。

国民の皆様、または専門家の皆様、それぞれに分かるように戦略的に情報公開、情報発信に努めていきたいということでございますし、このような取組が透明性を確保し、ひいては国民の御理解をいただくための取組になろうかと思っております。

第2の「組織に関する見直し」のところでございます。

「国民から一層信頼される組織体制の確立」ということで、GPIFは独立行政法人の中で唯一、意思決定、監督と執行が分離される経営委員会制度というものが導入されてございます。これはガバナンス改革で導入されたものでございますが、その趣旨を踏まえまして引き続き経営委員会、監査委員会、執行部、それぞれが役割分担と連携を図ることが自律的なPDCAを組織として機能させるということでございますし、そういったものが国民から一層信頼される組織体制の確立につながるということで、組織体制の確立に努めてまいりたいと考えてございます。

また、効率的な業務運営体制の確立というのは当然これからも配慮していきたいということでございます。

第3の「業務全般に関する見直し」のところでございます。

まず1の「高度で専門的な人材の確保、育成及び定着等」ということでございます。これまで進めているところではございますけれども、先ほどお話が出ましたとおり、定員に対しましてはまだ人が足りていないというところでございます。着実に人員は増えてございますが、引き続き高度で専門的な人材の確保・育成・定着というものを一層進めていきたいということでございます。

また、それに当たりましては下のほうでございますけれども、多様な人材が活躍できる環境整備というものにも一層取り組んでまいりたいというところでございます。

おめくりいただきまして5ページ目、「調査研究の充実」というところでございますが、これまで様々な調査研究をGPIFのほうで実施していただいておりますけれども、そういったものにも引き続き取り組んでいきたいというところでございます。

3の「内部統制の強化」でございますけれども、そもそもGPIFにおきましては法令によって注意義務、忠実義務というものが定められておりますが、その遵守を引き続き徹底してまいりたいというところでございます。

また、運用資産額が非常に増加をしてございます。そのように運用資産が増加する中で、自家運用を含みます運用業務全般につきまして業務執行能力の向上を図りつつ、透明性、公正性の確保につきまして一層取り組んでまいりたいということでございます。

そのほか、4の「経費の節減、財務内容の改善」、5の「業務のデジタル化の取組」、6の「情報セキュリティ対策」、これらにつきましては終わりがなく常に向上を目指していくというところではございましたが、こういった点につきましても引き続き向上を目指して取り組んでいきたいというところではございます。

駆け足の説明になって恐縮でございますけれども、以上でございます。

神作部会長

御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から御説明いただきました業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容につきまして、委員の皆様方から御意見や御質問を頂戴したいと思っております。これまでと同じ方法で、御発言の意思をお示しいただければと思います。いかがでしょうか。

井上委員、どうぞ御発言ください。

井上委員

ありがとうございます。

この案につきましては、異論はございません。1つコメントというか、この組織を中長期的に見たときに、4ページ目の下を書いてあります高度で専門的な人材をどうやって確保して定着させていくかということが非常に重要になってくると思います。

それで、ここで今、人材の確保とか定着について課題というか、例えば報酬水準の問題であったりとか、何かそういう課題があれば教えていただきたいということと、あとは日本国内のみならず海外の例えば優秀な人材の活用についてどのようにお考えかということにつきまして何かコメントがあればお聞かせ願いたいと思います。

神作部会長

御質問ありがとうございました。

2点御質問いただきました。どなたからお答えいただけますか。

泉理事、お願いします。

泉理事

報酬につきましては、先ほどから話題にも出ましたとおり運用専門職員の制度がありまして、国内金融機関と競争力のある報酬水準を提示するというところで提示をさせていただいているところでございます。この制度につきましても、人材市場の変化があれば当然見

直すことはあるかと思いますが、当面は何とか確保できているという状況ではございます。

また、私ども報酬水準だけの問題ではなくて、非常に責任ある法人であるということから、そういった社会性のある組織であるということに魅力を感じて門をたたいていただく方がいらっしゃることも事実でございます。そういった方々の期待に応えるような運用をするということが、ひいては人材市場における競争力の確保につながっていくと、そのようなところを考えております。

報酬水準につきましては、民間の動向も見据えながら適切な水準を確保してまいりたいと存じます。

また、海外の人材の活用でございますけれども、私ども公務員ではございませんので、海外人材の採用も行っておりまして、門戸は開いております。

以上でございます。

神作部会長

井上委員、よろしいでしょうか。

それでは、会場で御参加いただいております大野先生、お願いいたします。

大野部会長代理

ありがとうございます。

私も、4 ページのことに关しまして申し上げたいと思います。

GPIFは公的機関ということで、資産運用のみならず情報発信ですとか、あるいは内部統制、もろもろのことに关しまして高い水準を求められているところかと思ひます。また、今回、内部通報という事態がありまして、内部のコミュニケーションの質の向上についても、さらなるレベルアップが求められているかと思ひます。それらのことを担える人材を質、量ともに確保することが重要になってくると思ひれます。

それで、先ほど報酬に关しまして御質問がありましたけれども、引き続き御検討いただきたいこととして、ダイバーシティについて伺えればと思ひます。ダイバーシティの向上も求められているところかと思ひますが、ダイバーシティといいましても性別のダイバーシティだけではなく、様々なダイバーシティ・アンド・インクルージョンということで、多様なバックグラウンドを持った方々が活躍できるような働く場を構築することが求められるようになるかと思ひます。先ほど国籍のお話もございましたが、性別、国籍、あるいはギフテッド人材、その他様々な方々が活躍できるような職場の整備も中長期的な視点で考えていただければと思ひましたので、ダイバーシティも性別のみならず、もう少し幅広い視点でお考えいただければと思ひました。

以上です。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、続きましてオンラインで御参加の福田先生、その後、会場で御参加の佐藤委員に御発言いただければと思います。

まず福田先生、お願いいたします。

福田委員

ありがとうございます。

GPIFは非常に大きな運用会社であるということは非常に重要な点ではありますが、ただ、通常の運用会社と違う大きな点というのは、やはり幅広い国民のお金を運用しているということかと思います。通常の運用会社はある意味ではプロのお金を、あるいは非常に金融のリテラシーの高い人たちのお金を運用している主体であるということだと思います。けれども、GPIFはそうではなくて必ずしも金融のリテラシーが高くない人たちのお金を運用しているということなんだと思います。

そういう意味では、現状でも広報活動をいろいろな形で広げていただいているというのは重要だと思います。通常の運用会社ではなくて金融のリテラシーが必ずしも高くない方々のお金を運用して、それが適切に行われているということをいろいろな形でアピールしていく。これまでもやられてきていると思いますけれども、今後も一層そういうことに努めていただければと思います。

私からは以上でございます。

神作部会長

どうもありがとうございました。

続きまして、会場で御参加の佐藤委員から御発言をお願いします。

佐藤委員

ありがとうございます。

先ほどの議案1での発言に関連するのですが、私も4ページの第3の1のところが非常に重要な問題で、多分毎年同じような文言が出ている割には評価がBというのが非常に残念で、この評価が向上するようにぜひGPIFの中においてもマイルストーンをつくって具体的に事を進めてほしいと思います。

運用手法の高度化とか多様化というのは、こういった人の上に成り立つ問題で、ここが一番大事なところで、運用会社でもまずどういう人がいるかというのは評価の大きなポイントになると思いますので、そのところはぜひよろしくお願いいたします。

神作部会長

どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。厚生労働省におかれましては、ただいまいただきました委員の皆様からの御意見を踏まえて、その内容の最終的な確定をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、宮園理事長からお願いします。

宮園理事長

では、一言御礼を申し述べさせていただきたいと存じます。

本日は前年度、それから今中期目標期間の実績に対しまして御評価を賜りまして誠にありがとうございました。同時に大変貴重な、そして重い御意見、御指摘を賜りましてありがとうございました。

私ども実績に満足するどころか、課題の重さを改めてかみしめたところでございます。頂戴いたしました御意見をしっかり受け止めまして、今後の取組に生かしてまいりたいと存じます。

どうも本日はありがとうございました。

神作部会長

どうもありがとうございました。

以上で本日の議事を終了しますが、最後に事務局から今後の進め方について御説明をお願いいたします。

西平資金運用課長

事務局でございます。

本日御審議いただきましたGPIFの令和5年度の業務実績評価及び第4期中期目標期間業務実績見込評価につきましては、本日の御審議も踏まえまして厚生労働大臣による評価を決定いたしまして、GPIFへ通知するとともに公表を行うこととしてございます。

また、第4期中期目標期間業務実績見込評価及びGPIFの業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容、これらにつきましては確定の後、8月中に総務省の独立行政法人評価制度委員会へ通知することとしてございます。

それぞれ決定した内容に関しましては、後日、委員の皆様方に御連絡をさせていただきたいと考えてございます。

また、秋以降でございますけれども、次期中期目標案等につきまして本部会での御審議をいただくこととしてございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

神作部会長

ありがとうございました。

最後に、事務局よりその他の連絡事項がございましたらお願いいたします。

西平資金運用課長

先ほど申し上げましたとおり、秋以降、次期中期目標案等について御審議をいただくこととしてございますが、次回以降の部会の日程に関しましては日程を御調整の上、追って改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

神作部会長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれをもって終了いたします。長い時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。